

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長
2	要望の内容	<p>過疎地域における製造業、旅館業及び情報通信技術利用事業(コールセンター)に係る特別償却制度を、2年間延長する。</p> <p>延長: 2年間</p> <p>特別償却率: 機械及び装置 (10/100)</p> <p style="padding-left: 150px;">建物及び附属設備 (6/100)</p> <p>取得価額: 2,000 万円超</p>
3	担当部局	自治行政局地域自立応援課過疎対策室
4	評価実施時期	平成 22 年 8 月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	<p>昭和 45 年創設</p> <p>平成 2 年度: 旅館業(ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業)の追加 (直近 10 年)</p> <p>平成 12 年度: 過疎地域自立促進特別措置法施行 適用期限の 5 年延長及び対象事業にソフトウェア業を追加</p> <p>平成 17 年度: 適用期限の 2 年延長</p> <p>平成 19 年度: 適用期限の 2 年延長</p> <p>平成 21 年度: 適用期限の 1 年延長</p> <p>平成 22 年度: 過疎地域自立促進特別措置法の拡充延長 適用期限の 1 年延長及び対象事業からソフトウェア業を除外 し、情報通信技術利用事業を追加</p>
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性 等	<p>① 政策目的 及びその 根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 平成 22 年 3 月末に期限切れをむかえていた過疎地域自立促進特別措置法が議員立法により今般 6 年間延長され、地域の活性化のために積極的な取り組みを行うこととされている。</p> <p>過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、過疎地域内に引き続き企業を誘致し、所得水準の向上と、雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図る。</p> <p>上記の目的を達成するため、雇用の増大と定住の促進を図る観点から、過疎地域の人口を当該地域の将来推計人口以上とすることを目標とする 過疎地域人口(推計)(総務省「原口ビジョンⅡ」) 919万人(2010年)→859万人(2015年)(一部過疎を除く。)</p> <p>《政策目的の根拠》 過疎地域自立促進特別措置法第 30 条 租税特別措置法第 12 条第 1 項の表の第 1 号、第 45 条第 1 項の表の第 1 号、第 68 条の 27、同法施行令第 6 条の 3、第 28 条の 9、第 39 条の 56 「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)において、「離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める」とこととされている。</p>

			「地域主権戦略大綱」(平成 22 年 6 月 22 日閣議決定)において、「過疎地域について、これまでのハード事業に加え、地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト事業に対する支援措置を行い、国土を保全し、生産機能を守り、安心して暮らせる地域に再生すること」とされている。																		
		② 政策体系における政策目的の位置付け	23 年度概算要求における政策評価体系図 【基本計画(19 年 11 月策定、22 年 4 月改正)】 Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)																		
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域の活力の低下がみられる過疎地域において、若者定住促進を中心とした産業振興に積極的に取り組むことにより、所得水準の向上と雇用の増大を図り、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を促進するものとする。 また、自然に恵まれた生活空間の中での就業機会を拡大することによりUJIターン等を通じて都市住民を含め国民一般にとっても多様な居住を選択することができる、豊かな社会の実現に資するものとする。 上記の目標を達成するため、雇用の増大と定住の促進を図る観点から、過疎地域の人口を当該地域の将来推計人口以上とすることを目標とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ○過疎地域人口(推計)(総務省「原口ビジョンⅡ」) 過疎地域の人口を当該地域の将来推計人口以上とする。(一部過疎を除く。) 919万人(2010年)→859万人(2015年) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 若者定住促進を中心としたUJIターン等を通じた就業機会の拡大及び産業振興に積極的に取り組むことにより、所得水準の向上と雇用の増大を図り、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を促進するもの。																		
8	有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用者数</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>79 件</td> <td>758 件</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>64 件</td> <td>821 件</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>44 件</td> <td>360 件</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度(見込み)</td> <td>62 件</td> <td>646 件</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度(見込み)</td> <td>57 件</td> <td>609 件</td> </tr> </tbody> </table>		適用者数	件数	平成 19 年度	79 件	758 件	平成 20 年度	64 件	821 件	平成 21 年度	44 件	360 件	平成 22 年度(見込み)	62 件	646 件	平成 23 年度(見込み)	57 件	609 件
	適用者数	件数																			
平成 19 年度	79 件	758 件																			
平成 20 年度	64 件	821 件																			
平成 21 年度	44 件	360 件																			
平成 22 年度(見込み)	62 件	646 件																			
平成 23 年度(見込み)	57 件	609 件																			
		② 減収額	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>11 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>15 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>5 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度(見込み)</td> <td>11 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度(見込み)</td> <td>11 億円</td> </tr> </tbody> </table>	平成 19 年度	11 億円	平成 20 年度	15 億円	平成 21 年度	5 億円	平成 22 年度(見込み)	11 億円	平成 23 年度(見込み)	11 億円								
平成 19 年度	11 億円																				
平成 20 年度	15 億円																				
平成 21 年度	5 億円																				
平成 22 年度(見込み)	11 億円																				
平成 23 年度(見込み)	11 億円																				
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H19~H21) 本特例措置は、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の所得水準の向上と雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図ることが可能となる。 これまでの実績では、雇用増加人員では、平成19年度2,454人、平成20年度2,367人、平成21年度1,340人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。 また、本特例措置により、平成24年度までの雇用増加人員は6,161人と見込んでおり、より一層の雇用の創出が期待されるところである。																		

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H19~H21)</p> <p>本特例措置により、過疎地域への企業や旅館等の進出を促進し、過疎地域の所得水準の向上と雇用の増大が図られ、当該地域への交流人口や移住人口の増加による人口定着がみられ、その結果、過疎地域における人口減少の抑制につながるものである。</p> <p>しかし、過疎地域の現状をみると、引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、引き続き当該措置の延長が必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H19~H21)</p> <p>本特例措置は、過疎地域へ進出してきた企業の初期投資の負担が軽減されるものであり、新規立地企業において、企業進出を促すインセンティブとなり、実績としては、税額で、平成19年度11億円、平成20年度15億円、平成21年度5億円となっている。延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、過疎地域への企業進出に大きな影響があるものと考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H19~H21)</p> <p>過疎地域における企業立地等が促進され、過疎地域の雇用の増大と、就業機会の拡大が図られ、地域の活性化につながるものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>補助金等他の政策手段はない。</p> <p>初期投資の負担が軽減される本特例措置は、新規立地企業において企業進出を促すインセンティブとなり、過疎地域における企業立地が確実に促進され、雇用の増加という政策目的において着実に効果がある。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>補助金等他の政策手段はない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地域の活力の低下がみられる過疎地域内に引き続き企業を誘致し、就業機会を拡大することといった、若者定住促進を中心とした産業振興に積極的に取り組むことにより、所得水準の向上と、雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化につながるものである。</p> <p>また、UJIターン等を通じて都市住民を含め国民一般にとっても多様な居住を選択することができる、豊かな社会の実現に資するものとなる。</p>
10	有識者の見解		なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		なし

減収見込額積算根拠

(22年度見込み)

1,097百万円

(計算根拠)

平成19年度：758件（実績）

3,965,111千円 × 0.300 = 1,189,533千円

(特別償却実績額)

(法人税率)

平成20年度：821件（実績）

5,135,568千円 × 0.300 = 1,540,670千円

(特別償却実績額)

(法人税率)

平成21年度：360件（実績）

1,869,658千円 × 0.300 = 560,897千円

(特別償却実績額)

(法人税率)

計 1,939 件

3,291,100千円

(平成19年度～21年度平均)

646 件

1,097,033千円

減収見込額積算根拠

(23年度見込み)

1,066百万円

(計算根拠)

平成20年度：821件（実績）

5,135,568千円 × 0.300 = 1,540,670千円

(特別償却実績額)

(法人税率)

平成21年度：360件（実績）

1,869,658千円 × 0.300 = 560,897千円

(特別償却実績額)

(法人税率)

平成22年度：646件（見込み）

3,656,779千円 × 0.300 = 1,097,033千円

(特別償却実績額)

(法人税率)

計 1,827 件

3,198,600千円

(平成20年度～22年度平均)

609 件

1,066,200千円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の延長
2	要望の内容	<p>過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度(個人の場合は、当該譲渡の日の属する年の12月31日まで)に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合の当該譲渡に係る譲渡益の一部に対する課税の繰延べを認める特例措置の期間の延長。</p> <p style="text-align: center;">延長: 2年間</p>
3	担当部局	自治行政局地域自立応援課過疎対策室
4	評価実施時期	平成 22 年 8 月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	<p>昭和 45 年創設 (直近 10 年)</p> <p>平成 12 年度: 過疎地域自立促進特別措置法施行 平成 13 年度: 適用期限の 5 年延長 平成 18 年度: 適用期限の 5 年延長 平成 22 年度: 過疎地域自立促進特別措置法の拡充延長</p>
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性 等	<p>① 政策目的 及びその 根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 平成 22 年 3 月末に期限切れをむかえていた過疎地域自立促進特別措置法が議員立法により今般 6 年間延長され、地域の活性化のために積極的な取り組みを行うこととされている。</p> <p>過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、過疎地域内に引き続き企業を誘致し、所得水準の向上と、雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図る。</p> <p>上記の目的を達成するため、雇用の増大と定住の促進を図る観点から、過疎地域の人口を当該地域の将来推計人口以上とすることを目標とする 過疎地域人口(推計)(総務省「原ロビジョンⅡ」) 919万人(2010年)→859万人(2015年)(一部過疎を除く。)</p> <p>《政策目的の根拠》 過疎地域自立促進特別措置法第 29 条 租税特別措置法第 37 条、第 65 条の 7、第 68 条の 78、同法施行令第 25 条第 12 項 2 号、第 39 条の 7 第 6 項 2 号 「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)において、「離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める」とこととされている。 「地域主権戦略大綱」(平成 22 年 6 月 22 日閣議決定)において、「過疎地域について、これまでのハード事業に加え、地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト事業に対する支援措置を行い、国土を保全し、生産機能を守り、安心して暮らせる地域に再生すること」とされている。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	23年度概算要求における政策評価体系図 【基本計画(19年11月策定、22年4月改正)】 II. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域の活力の低下がみられる過疎地域において、若者定住促進を中心とした産業振興に積極的に取り組むことにより、所得水準の向上と雇用の増大を図り、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を促進するものとする。 また、自然に恵まれた生活空間の中での就業機会を拡大することによりUJIターン等を通じて都市住民を含め国民一般にとっても多様な居住を選択することができる、豊かな社会の実現に資するものとする。 上記の目標を達成するため、雇用の増大と定住の促進を図る観点から、過疎地域の人口を当該地域の将来推計人口以上とすることを目標とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ○過疎地域人口(推計)(総務省「原ロビジョンII」) 過疎地域の人口を当該地域の将来推計人口以上とする。(一部過疎を除く。) 919万人(2010年)→859万人(2015年) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 若者定住促進を中心としたUJIターン等を通じた就業機会の拡大及び産業振興に積極的に取り組むことにより、所得水準の向上と雇用の増大を図り、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を促進するもの。
8	有効性等	① 適用数等	件数 平成19年度 2件 平成20年度 0件 平成21年度 1件 平成22年度(見込み) 2件 平成23年度(見込み) 2件
		② 減収額	平成22年度(見込み) 1億円 平成23年度(見込み) 1億円
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H19~H21) 本特例措置は、民間企業の立地を過疎地域に誘導するためのインセンティブとなり、企業進出により過疎地域の所得水準の向上と雇用の増大が図られ、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化の展開が可能となる。 これまでの実績では、平成19年度2件、平成21年度1件と僅かであるが、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大につながっているものである。 また、本特例措置により、平成24年度までの雇用増加人員は89人と見込んでおり、今後とも一層の雇用の創出が期待される場所である。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H19~H21) 本特例措置により、過疎地域の所得水準の向上と雇用の増大が図られ、当該地域への交流人口や移住人口の増加による人口定着がみられ、その結果、過疎地域の人口減少の抑制につながるものである。 しかし、過疎地域の現状をみると、引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、引き続き当該措置の延長が必要である。

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H19~H21)</p> <p>過疎地域に置かれた厳しい条件のもとで民間企業の立地を過疎地域に誘導するためには、過疎地域に進出する企業に対する税制上の特例措置を講じることが適切かつ不可欠であり、延長されない場合には、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、過疎地域への企業進出に影響があるものと考えられる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H19~H21)</p> <p>過疎地域における企業立地等が促進され、過疎地域の雇用の増大と、就業機会の拡大が図られ、地域の活性化につながるものである。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>補助金等他の政策手段はない。</p> <p>課税の繰延べ措置を講ずることにより、資産の買換えに伴う税負担が軽減される本特例措置は、新規立地企業において企業進出を促すインセンティブとなり、過疎地域における企業立地が確実に促進され、雇用の増加という政策目的において着実に効果がある。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>補助金等他の政策手段はない。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>地域の活力の低下がみられる過疎地域内に引き続き企業を誘致し、就業機会を拡大することといった、若者定住促進を中心とした産業振興に積極的に取り組むことにより、所得水準の向上と、雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化につながるものである。</p> <p>また、UJIターン等を通じて都市住民を含め国民一般にとっても多様な居住を選択することができる、豊かな社会の実現に資するものとなる。</p>
10	有識者の見解		なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		なし

減収見込額積算根拠

(22年度見込み)

適用見込み件数

2件

適用見込額

119百万円

(計算根拠)

1. 適用見込件数

過去5年間(平成16年度～平成20年度)の適用件数/5年
 (0件+4件+5件+2件+0件)/5年 = 2件

2. 減収見込み額(譲渡価格≥取得価格であるものとし、差益割合を95%として計算。)

= (①取得額(A) - ②圧縮額(E)) × 法人税率(30%)
 = (1,653百万円 - 1,256百万円) × 0.30
 = 119百万円

① 取得額(A)

= 適用件数(B) × 1件当たり平均面積(C) × 平均地価(D)
 = 2件 × 22,955m² × 3.6万円
 = 165,276万円 = 1,653百万円

・適用件数(B)

= 2件(平成16年度～平成20年度平均)

・1件当たり平均面積(C)

= 新規立地企業の立地面積(過疎地域) / 新規立地企業の立地件数(過疎地域)
 = 4,591千m² / 200件
 = 22,955m²

・平均地価(D)

= 決定価格の総額(※) / 決定価格の評価総地積(※)
 = 633,047,074,464千円 / 17,457,753,081m²
 = 36.3千円 = 3.6万円

※ 総務省「平成20年度 固定資産の価格等の概要調書」より宅地、介在田・市街化区域田、介在畑・市街地化区域畑、介在山林の数値を抜粋

② 圧縮額(E)

= 取得額(A) × 差益割合(95%) × 繰延率(80%)
 = 1,653百万円 × 0.95 × 0.80
 = 1,256百万円

適用実績

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
0件	4件	5件	2件	0件

減収見込額積算根拠

(23年度見込み)

適用見込み件数

2件

適用見込額

132百万円

(計算根拠)

1. 適用見込件数

過去5年間(平成17年度～平成21年度)の適用件数/5年
 (4件+5件+2件+0件+1件)/5年 = 2件

2. 減収見込み額(譲渡価格≥取得価格であるものとし、差益割合を95%として計算。)

= (①取得額(A) - ②圧縮額(E)) × 法人税率(30%)
 = (1,836百万円 - 1,395百万円) × 0.30
 = 132百万円

① 取得額(A)

= 適用件数(B) × 1件当たり平均面積(C) × 平均地価(D)
 = 2件 × 22,955m² × 4.0万円
 = 183,640万円 = 1,836百万円

・適用件数(B)

= 2件(平成17年度～平成21年度平均)

・1件当たり平均面積(C)

= 新規立地企業の立地面積(過疎地域) / 新規立地企業の立地件数(過疎地域)
 = 4,591千m² / 200件
 = 22,955m²

・平均地価(D)

= 決定価格の総額(※) / 決定価格の評価総地積(※)
 = 692,991,613,434千円 / 17,534,191,025m²
 = 39.5千円 = 4.0万円

※ 総務省「平成21年度 固定資産の価格等の概要調書」より宅地、介在田・市街化区域田、介在畑・市街地化区域畑、介在山林の数値を抜粋

② 圧縮額(E)

= 取得額(A) × 差益割合(95%) × 繰延率(80%)
 = 1,836百万円 × 0.95 × 0.80
 = 1,395百万円

適用実績

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
4件	5件	2件	0件	1件

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業等基盤強化税制(中小企業情報基盤強化税制)	
2	要望の内容	・製造業や卸売業、サービス業などの中小事業者が行う情報基盤強化設備等について、取得額の7%の税額控除又は30%の特別償却を措置する「中小企業等基盤強化税制(中小企業情報基盤強化税制)」について、対象業種及び対象設備の見直しを行った上で適用期限を2年間延長する。	
3	担当部局	情報流通行政局情報セキュリティ対策室	
4	評価実施時期	平成22年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成18年度 情報基盤強化税制創設。 平成20年度 同税制について、大企業の利用を制限、中小企業の利用を緩和し、2年間延長。 平成22年度 情報基盤強化税制を廃止。中小企業等基盤強化税制を拡充し1年間措置(中小企業情報基盤強化税制の創設)	
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日～平成25年3月31日(2年間)	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業をはじめとする我が国企業の戦略的IT投資を促進し、ITの利活用を通じた生産性の向上等を促進する。 また、情報セキュリティ脅威の高度化・巧妙化に伴い、高度なサイバー攻撃が多発している。情報セキュリティ対策が遅れがちな中小企業含め国内企業におけるセキュリティ対策の実施状況を向上させ、安心・安全なインターネット環境の実現を図る。 ----- 《政策目的の根拠》 「産業構造ビジョン」(平成22年6月 産業構造審議会産業競争力部会) 「国民を守る情報セキュリティ戦略」(平成22年5月 情報セキュリティ政策会議) 「情報セキュリティ2010」(平成22年7月 情報セキュリティ政策会議) 「情報経済革新戦略」(平成22年5月 産業構造審議会情報経済分科会) 「新たな情報技術革新戦略」(平成22年5月 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定) 「新たな情報通信技術戦略 工程表」(平成22年6月 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)
		② 政策体系における政策目的の位置付け	V. 情報通信(ICT政策) 4. 情報通信技術利用環境の整備
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業をはじめとする我が国企業の生産性向上を加速化していくためには、セキュリティを確保しつつ、IT投資の中でも特に企業の競争力強化や、経営の最適化実現に資するような戦略的IT投資の拡大を図っていくことが必要であり、このような戦略的IT投資を促進していくことで、我が国の国際競争力強化を図る。 また、ファイアウォール、IPS/IDSやWAFといった税制対象製品の普及により中小企業の情報セキュリティ対策を向上させ、不正アクセス等のサイバー犯罪被害を防止する。

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 企業経営をITにより最適化する企業の割合を米国並みの 50%以上とする。 また、中小企業における企業経営をITにより最適化する企業の割合を 2020 年度までに 40%に引き上げる。 さらに、税制対象製品の普及率を上昇させ、一般企業の不正アクセス行為等の被害件数、個人情報漏えい件数を低下させる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業情報基盤強化税制を2年間措置し、平成 24 年度末までに、中小企業における企業経営をITにより最適化する企業の割合 26%を達成する。 また、ファイアウォールのみならず、今年度から対象として拡充されたIPS/IDSやWAFといった情報セキュリティ対策製品の普及率の増加により中小企業の情報セキュリティ対策を向上させ、不正アクセス等の情報セキュリティ被害を防止することは、安心・安全なインターネット環境の実現に寄与する。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成 20 年度、大企業の税制適用額上限設定や中小企業適用可能額の引下げなどの税制改正を行い、中小企業による適用数割合が増加。 《情報基盤強化税制の適用件数》 平成 19 年度 1,977 件(内 中小企業 1,436 件、その比率 73%) 平成 20 年度 1,669 件(内 中小企業 1,317 件、その比率 79%) 出典:国税庁「会社標本調査」</p>
		② 減収額	<p>平成 20 年度、大企業の税制適用額上限設定や中小企業適用可能額の引下げなどの税制改正を行い、中小企業による適用数割合が増加。 《情報基盤強化税制の税額控除適用額》 平成 19 年度 763 億円(内 中小企業 44 億円、その比率 6%) 平成 20 年度 128 億円(内 中小企業 15 億円、その比率 12%) 平成 21 年度 628 億円(内 中小企業 155 億円、その比率 25%) 平成 22 年度 319 億円(制度全体の減収額) 出典:(平成 19~20 年度)国税庁「会社標本調査」、 (平成 21~22 年度)財務省試算</p>
		③ 効果ないし達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 18 年 4 月~平成 25 年 3 月) 平成 18 年度から措置した情報基盤強化税制によって、企業経営をITにより最適化する大企業の割合は目標としている 50%に近付き、生産性の向上や国際競争力の強化が図られたことから、平成 21 年度末で税制による支援は終了。 一方、中小企業における企業経営をITにより最適化する割合は依然低位にとどまることから、生産性の向上に資する質の高いIT投資を促進し、中小企業の生産性改善、我が国経済の底上げを推し進めていく。 また、大企業については情報セキュリティ対策が向上しているところだが、情報セキュリティ脅威の高度化・巧妙化に伴い、高度なサイバー攻撃が多発しており、引き続き中小企業を中心とした情報セキュリティ対策支援が必要。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 18 年 4 月~平成 25 年 3 月) 企業経営をITにより最適化する企業の割合は、50%の目標に対し 32.2%。このうち、中小企業について見ると 19.7%となっており、前年同期比 5.9%増加している。 また、企業におけるファイアウォール導入率は本税制措置により増加(H18年:51.3%→H21年 57.1%*1)している。 一方、情報セキュリティ脅威の高度化・巧妙化に伴い、高度なサイバー攻撃が多発しており、個人情報漏えい件数や一般企業の不正アクセス行</p>

		<p>為の被害件数増減を繰り返している。また、今年度から対象として拡充されたIPS/IDSについては、導入率はH21年度において1割程度*1となっており、情報セキュリティ対策への支援が引き続き必要。</p> <p>*1：平成21年通信利用動向調査</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成23年4月～平成25年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業情報基盤強化税制が措置されなかった場合、年間300億円以上IT投資額が減少することが見込まれる。 <p>また、本税制が延長されず、中小企業における情報セキュリティ対策が遅れると、対策が十分でない企業自身の被害のみならず、当該企業を利用したことのある一般利用者・個人の重要な情報が被害にさらされることとなる。(※過去の事例を見ると、数万件単位の個人情報漏えい起きると、被害者への補償額を含め数億円規模の損害が生じる。)本税制を措置することにより中小企業の情報セキュリティ対策が促進され、日本の安心・安全なネットワーク環境の実現に寄与することとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成23年4月～平成25年3月)</p> <p>経済効果として、IT投資の押上げ効果を試算すると、減税額1に対し、約1.57倍の効果が見込まれる。</p> <p>(国内中小企業IT投資額(※1)－情報基盤強化税制が措置されていなかった場合のIT投資額(※2))÷減税額≒1.57</p> <p>(※1)生産動態統計(機械統計)確報(経済産業省)、特定サービス産業動態統計調査(経済産業省)、業界団体による調査結果等をもとに推計</p> <p>(※2)平成22年7月「情報基盤強化税制に関するアンケート調査」をもとに推計(n=1,700)</p> <p>また、本税制による平年度ベースの減税額は約2億円と見込まれる。一方、中小企業における情報セキュリティ対策が遅れると、対策が十分でない企業自身の被害のみならず、当該企業を利用したことのある一般利用者・個人の重要な個人情報被害にさらされることとなる。(※過去の事例を見ると、数万件単位の個人情報漏えい起きると、被害者への補償額を含め数億円規模の損害が生じる。JNSA調査では、情報漏えい一件当たりの平均想定損害賠償額は、2億6,683万円。)本税制を措置することにより中小企業の情報セキュリティ対策が促進され、日本の安心・安全なネットワーク環境の実現に寄与することとなり、減税額以上の効果が見込まれる。</p>
9	<p>相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業がIT化によって高度化や効率化を図るべき内容(物流管理、在庫管理、営業支援など)は、業種によって異なるとともに、またIT化の進展状況も企業ごとに異なるため、投資対象を限定して支援するような補助金による助成はなじまない。 ・このため、生産性向上が図られ、かつ高度な情報セキュリティを備えるなど、一定の要件は課すものの、各社のIT化の状況やニーズに応じて構築するシステムの内容を選択することが出来る制度設計が可能な、税制による資金面での支援が最適である。 <p>また、我が国企業における情報セキュリティ対策をあまねく向上させ、安心・安全なインターネット環境を実現することは我が国全体の課題であり、税制措置による幅広い効果を発揮させることが適当。</p> <p>○企業が戦略的なIT投資(情報基盤強化税制の対象設備への投資)を進めるには、①経営者による戦略的IT投資の重要性の理解、②戦略的IT活用を実現する人員の確保、③資金的制約の緩和の3つの要素を備えている必要がある</p>

	<p>との役割 分担</p>	<p>る。</p> <p>○一方、これら3つの要素のうちどの要素が備わっていないかは企業によって状況がまちまちであるため、戦略的IT投資を促進するには、企業がこれら3つの要素を備えるよう施策を並行的に進めていくことが求められる。</p> <p>《企業の戦略的IT投資促進のための措置》</p> <p>①戦略的IT投資の重要性に対する理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未だにIT投資の重要性に対する理解が進んでいない中小企業経営者に対する研修等を実施するための予算を措置。 <p>②戦略的IT活用実現のための人員確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CIO(Chief Information Officer)やITコーディネータなど、中小企業における戦略的IT投資を実践する者を育成するための予算を措置。 <p>③資金的制約の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本税制によって資金面から戦略的IT投資を支援。
	<p>③ 地方公共 団体が協 力する相 当性</p>	<p>本税制措置によって、中小企業がIT化によって経営の最適化をし、生産性の向上を実現することは、ミクロでは企業の増収増益効果が、マクロではGDPの成長を促進する効果など、減税額を上回る経済波及効果が期待され、結果的には法人事業税や償却資産税の税収増や、イノベーションの発揮による新たなビジネスの創出、雇用の増加など地方経済の活性化に資する。</p>
<p>10 有識者の見解</p>		<p>(平成 22 年 1 月 「ITと生産性に関する日米比較:マクロ・ミクロ両面からの計量分析」 東京大学大学院教授 元橋一之)</p> <p>「日本企業がITの活用によってより高い生産性レベルを目指すためには、全社的なITシステムの再構築が必要となる。」</p> <p>「企業における戦略的なIT投資を推進するための政策も重要である。平成 20 年度税制改正でIT投資減税(情報基盤強化税制)の対象設備に「連携ソフトウェア」(部門間や企業間の壁を超えた情報資産の連携を行うためのソフトウェア)が対象となったが、着実な実施を図っていくことが重要である。」</p> <p>(平成 22 年 2 月 産業構造審議会 上野委員発言)</p> <p>「中小企業のIT基盤が脆弱であることを認識して頂きたい。特に大企業と中小企業のIT環境の接続が十分にできていない、EDIを十分にできていない。ものづくりの技術力があっても、ITと両方相またないと国際競争ではとても勝てない。」</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業等基盤強化税制(中小企業情報基盤強化税制)	
2	要望の内容	・製造業や卸売業、サービス業などの中小事業者が行う情報基盤強化設備等について、取得額の7%の税額控除又は30%の特別償却を措置する「中小企業等基盤強化税制(中小企業情報基盤強化税制)」について、対象業種及び対象設備の見直しを行った上で適用期限を2年間延長する。	
3	担当部局	情報流通行政局情報セキュリティ対策室	
4	評価実施時期	平成22年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成18年度 情報基盤強化税制創設。 平成20年度 同税制について、大企業の利用を制限、中小企業の利用を緩和し、2年間延長。 平成22年度 情報基盤強化税制を廃止。中小企業等基盤強化税制を拡充し1年間措置(中小企業情報基盤強化税制の創設)	
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日～平成25年3月31日(2年間)	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業をはじめとする我が国企業の戦略的IT投資を促進し、ITの利活用を通じた生産性の向上等を促進する。 また、情報セキュリティ脅威の高度化・巧妙化に伴い、高度なサイバー攻撃が多発している。情報セキュリティ対策が遅れがちな中小企業含め国内企業におけるセキュリティ対策の実施状況を向上させ、安心・安全なインターネット環境の実現を図る。 ----- 《政策目的の根拠》 「産業構造ビジョン」(平成22年6月 産業構造審議会産業競争力部会) 「国民を守る情報セキュリティ戦略」(平成22年5月 情報セキュリティ政策会議) 「情報セキュリティ2010」(平成22年7月 情報セキュリティ政策会議) 「情報経済革新戦略」(平成22年5月 産業構造審議会情報経済分科会) 「新たな情報技術革新戦略」(平成22年5月 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定) 「新たな情報通信技術戦略 工程表」(平成22年6月 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)
		② 政策体系における政策目的の位置付け	V. 情報通信(ICT政策) 4. 情報通信技術利用環境の整備
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業をはじめとする我が国企業の生産性向上を加速化していくためには、セキュリティを確保しつつ、IT投資の中でも特に企業の競争力強化や、経営の最適化実現に資するような戦略的IT投資の拡大を図っていくことが必要であり、このような戦略的IT投資を促進していくことで、我が国の国際競争力強化を図る。 また、ファイアウォール、IPS/IDSやWAFといった税制対象製品の普及により中小企業の情報セキュリティ対策を向上させ、不正アクセス等のサイバー犯罪被害を防止する。

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 企業経営をITにより最適化する企業の割合を米国並みの 50%以上とする。 また、中小企業における企業経営をITにより最適化する企業の割合を 2020 年度までに 40%に引き上げる。 さらに、税制対象製品の普及率を上昇させ、一般企業の不正アクセス行為等の被害件数、個人情報漏えい件数を低下させる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業情報基盤強化税制を2年間措置し、平成 24 年度末までに、中小企業における企業経営をITにより最適化する企業の割合 26%を達成する。 また、ファイアウォールのみならず、今年度から対象として拡充されたIPS/IDSやWAFといった情報セキュリティ対策製品の普及率の増加により中小企業の情報セキュリティ対策を向上させ、不正アクセス等の情報セキュリティ被害を防止することは、安心・安全なインターネット環境の実現に寄与する。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成 20 年度、大企業の税制適用額上限設定や中小企業適用可能額の引下げなどの税制改正を行い、中小企業による適用数割合が増加。 《情報基盤強化税制の適用件数》 平成 19 年度 1,977 件(内 中小企業 1,436 件、その比率 73%) 平成 20 年度 1,669 件(内 中小企業 1,317 件、その比率 79%) 出典:国税庁「会社標本調査」</p>
		② 減収額	<p>平成 20 年度、大企業の税制適用額上限設定や中小企業適用可能額の引下げなどの税制改正を行い、中小企業による適用数割合が増加。 《情報基盤強化税制の税額控除適用額》 平成 19 年度 763 億円(内 中小企業 44 億円、その比率 6%) 平成 20 年度 128 億円(内 中小企業 15 億円、その比率 12%) 平成 21 年度 628 億円(内 中小企業 155 億円、その比率 25%) 平成 22 年度 319 億円(制度全体の減収額) 出典:(平成 19~20 年度)国税庁「会社標本調査」、 (平成 21~22 年度)財務省試算</p>
		③ 効果ないし達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 18 年 4 月~平成 25 年 3 月) 平成 18 年度から措置した情報基盤強化税制によって、企業経営をITにより最適化する大企業の割合は目標としている 50%に近付き、生産性の向上や国際競争力の強化が図られたことから、平成 21 年度末で税制による支援は終了。 一方、中小企業における企業経営をITにより最適化する割合は依然低位にとどまることから、生産性の向上に資する質の高いIT投資を促進し、中小企業の生産性改善、我が国経済の底上げを推し進めていく。 また、大企業については情報セキュリティ対策が向上しているところだが、情報セキュリティ脅威の高度化・巧妙化に伴い、高度なサイバー攻撃が多発しており、引き続き中小企業を中心とした情報セキュリティ対策支援が必要。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 18 年 4 月~平成 25 年 3 月) 企業経営をITにより最適化する企業の割合は、50%の目標に対し 32.2%。このうち、中小企業について見ると 19.7%となっており、前年同期比 5.9%増加している。 また、企業におけるファイアウォール導入率は本税制措置により増加(H18年:51.3%→H21年 57.1%*1)している。 一方、情報セキュリティ脅威の高度化・巧妙化に伴い、高度なサイバー攻撃が多発しており、個人情報漏えい件数や一般企業の不正アクセス行</p>

		<p>為の被害件数増減を繰り返している。また、今年度から対象として拡充されたIPS/IDSについては、導入率はH21年度において1割程度*1となっており、情報セキュリティ対策への支援が引き続き必要。</p> <p>*1：平成21年通信利用動向調査</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成23年4月～平成25年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業情報基盤強化税制が措置されなかった場合、年間300億円以上IT投資額が減少することが見込まれる。 <p>また、本税制が延長されず、中小企業における情報セキュリティ対策が遅れると、対策が十分でない企業自身の被害のみならず、当該企業を利用したことのある一般利用者・個人の重要な情報が被害にさらされることとなる。(※過去の事例を見ると、数万件単位の個人情報漏えい起きると、被害者への補償額を含め数億円規模の損害が生じる。)本税制を措置することにより中小企業の情報セキュリティ対策が促進され、日本の安心・安全なネットワーク環境の実現に寄与することとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成23年4月～平成25年3月)</p> <p>経済効果として、IT投資の押上げ効果を試算すると、減税額1に対し、約1.57倍の効果が見込まれる。</p> <p>(国内中小企業IT投資額(※1)－情報基盤強化税制が措置されていなかった場合のIT投資額(※2))÷減税額≒1.57</p> <p>(※1)生産動態統計(機械統計)確報(経済産業省)、特定サービス産業動態統計調査(経済産業省)、業界団体による調査結果等をもとに推計</p> <p>(※2)平成22年7月「情報基盤強化税制に関するアンケート調査」をもとに推計(n=1,700)</p> <p>また、本税制による平年度ベースの減税額は約2億円と見込まれる。一方、中小企業における情報セキュリティ対策が遅れると、対策が十分でない企業自身の被害のみならず、当該企業を利用したことのある一般利用者・個人の重要な個人情報被害にさらされることとなる。(※過去の事例を見ると、数万件単位の個人情報漏えい起きると、被害者への補償額を含め数億円規模の損害が生じる。JNSA調査では、情報漏えい一件当たりの平均想定損害賠償額は、2億6,683万円。)本税制を措置することにより中小企業の情報セキュリティ対策が促進され、日本の安心・安全なネットワーク環境の実現に寄与することとなり、減税額以上の効果が見込まれる。</p>
9	<p>相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等</p>	<p>・中小企業がIT化によって高度化や効率化を図るべき内容(物流管理、在庫管理、営業支援など)は、業種によって異なるとともに、またIT化の進展状況も企業ごとに異なるため、投資対象を限定して支援するような補助金による助成はなじまない。</p> <p>・このため、生産性向上が図られ、かつ高度な情報セキュリティを備えるなど、一定の要件は課すものの、各社のIT化の状況やニーズに応じて構築するシステムの内容を選択することが出来る制度設計が可能な、税制による資金面での支援が最適である。</p> <p>また、我が国企業における情報セキュリティ対策をあまねく向上させ、安心・安全なインターネット環境を実現することは我が国全体の課題であり、税制措置による幅広い効果を発揮させることが適当。</p> <p>○企業が戦略的なIT投資(情報基盤強化税制の対象設備への投資)を進めるには、①経営者による戦略的IT投資の重要性の理解、②戦略的IT活用を実現する人員の確保、③資金的制約の緩和の3つの要素を備えている必要がある</p>

	<p>との役割 分担</p>	<p>る。</p> <p>○一方、これら3つの要素のうちどの要素が備わっていないかは企業によって状況がまちまちであるため、戦略的IT投資を促進するには、企業がこれら3つの要素を備えるよう施策を並行的に進めていくことが求められる。</p> <p>《企業の戦略的IT投資促進のための措置》</p> <p>①戦略的IT投資の重要性に対する理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未だにIT投資の重要性に対する理解が進んでいない中小企業経営者に対する研修等を実施するための予算を措置。 <p>②戦略的IT活用実現のための人員確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CIO(Chief Information Officer)やITコーディネータなど、中小企業における戦略的IT投資を実践する者を育成するための予算を措置。 <p>③資金的制約の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本税制によって資金面から戦略的IT投資を支援。
	<p>③ 地方公共 団体が協 力する相 当性</p>	<p>本税制措置によって、中小企業がIT化によって経営の最適化をし、生産性の向上を実現することは、ミクロでは企業の増収増益効果が、マクロではGDPの成長を促進する効果など、減税額を上回る経済波及効果が期待され、結果的には法人事業税や償却資産税の税収増や、イノベーションの発揮による新たなビジネスの創出、雇用の増加など地方経済の活性化に資する。</p>
<p>10 有識者の見解</p>		<p>(平成 22 年 1 月 「ITと生産性に関する日米比較:マクロ・ミクロ両面からの計量分析」 東京大学大学院教授 元橋一之)</p> <p>「日本企業がITの活用によってより高い生産性レベルを目指すためには、全社的なITシステムの再構築が必要となる。」</p> <p>「企業における戦略的なIT投資を推進するための政策も重要である。平成 20 年度税制改正でIT投資減税(情報基盤強化税制)の対象設備に「連携ソフトウェア」(部門間や企業間の壁を超えた情報資産の連携を行うためのソフトウェア)が対象となったが、着実な実施を図っていくことが重要である。」</p> <p>(平成 22 年 2 月 産業構造審議会 上野委員発言)</p> <p>「中小企業のIT基盤が脆弱であることを認識して頂きたい。特に大企業と中小企業のIT環境の接続が十分にできていない、EDIを十分にできていない。ものづくりの技術力があっても、ITと両方相またないと国際競争ではとても勝てない。」</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業等基盤強化税制(中小卸売、小売及びサービス業)
2	要望の内容	適用期間内に対象設備(機械及び装置、又は器具及び備品)を取得により事業の用に供する青色申告書を提出する有線テレビジョン放送業を営む一定の法人又は個人に対する税額控除(取得価格の7%)又は特別償却(特別償却率:30%)の適用期限を延長する。 ・機械及び装置 1台又は1基の取得価格が280万円以上の設備 ・器具又は備品 1台又は1基の取得価格が120万円以上の設備
3	担当部局	総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	○昭和62年度制度創設 ○昭和63年度からケーブルテレビ事業者に対する適用が認められ、平成元年度、平成3年度、平成5年度、平成7年度、平成9年度、平成11年度、平成13年度、平成15年度、平成17年度、平成19年度、平成21年度、適用期間を2年間延長されている。
6	適用又は延長期間	2年間(平成23年4月1日～平成25年3月31日)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ケーブルテレビ事業は、地域社会における基幹的な情報通信基盤として大きな役割を果たすとともに、地域密着型のメディアとして当該地域経済への貢献度合いが大きいことから、中小企業に該当するケーブルテレビ事業者の経営基盤の安定・強化のための投資を促進させることにより、ケーブルテレビの普及促進を図り、もって地域の活性化・情報化に資する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ケーブルテレビは、地域社会における放送及び通信を提供する情報通信基盤として、大きな役割を果たしており、民主党INDEX2009における「情報格差の是正」「地上デジタル放送への円滑な移行」へ大きく寄与している他、ケーブルテレビが配信するコミュニティチャンネルは、地域における重要な情報発信手段として「地域経済の活性化」のためにも欠かせない存在となっている。 また、中小企業基本法では、「中小企業の施設又は設備の導入を図るため、中小企業者の事業の用に供する施設又は設備の設置又は整備を促進すること」と定められている。 本税制措置は特定の中小企業者及び流通サービス業の経営基盤の安定・強化を通じて、消費の拡大等による内需の振興、経済の持続的な成長を図るとともに、当該産業による雇用の増加に資することを目的に創設されたものであり、上記の施策体系のなかで、中小企業の活性化を図るための重要な手段として位置づけられているもの。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>V. 情報通信 (ICT 政策) 3. ユビキタスネットワークの整備</p>

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>地上デジタルテレビ放送への完全移行等放送のデジタル化に対応し、高度情報通信ネットワーク社会を形成するメディアの一つとして国民の多種多様なニーズに答え、地域の活性化、情報化に資するために、ケーブルテレビのデジタル化を推進し、有線テレビジョン放送の普及促進を図る。</p>														
			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>ケーブルテレビの加入世帯を有線テレビジョン放送の普及の指標とする。 平成23年度末 3,300万世帯 平成24年度末 3,350万世帯</p>														
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本税制の活用により、経営基盤が必ずしも安定しているとは言えない中小企業に該当するケーブルテレビ事業者の積極的な投資を促進し、経営基盤の安定・強化を行うことで、有線テレビジョン放送の普及が図られる。</p> <p>これにより、地域における行政情報等を中心としたコミュニティチャンネルの提供や、安定的な情報通信基盤を地域住民に提供される等、地域の活性化、情報化に寄与する。</p>														
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成20年度 8件 平成21年度 5件 平成22年度 9件(推計) 平成23年度 7件(推計) (算出方法は、アンケート調査による。)</p>														
		② 減収額	<p>減収見込額</p> <p>平成20年度 24.5百万円 平成21年度 50.7百万円 平成22年度 10.9百万円(推計) 平成23年度 4.8百万円(推計) (算出方法は、アンケート調査による。)</p>														
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成21年度)</p> <p>本税制の活用により、中小企業に該当するケーブルテレビ事業者における、近年の著しい技術革新等へ対応するための設備投資が促進され、経営基盤が安定・強化される。その結果、ケーブルテレビの普及促進が図られ、地域の活性化、情報化に資する。</p> <p>本税制の利用事業者へのアンケート調査によると、「設備投資資金を確保できた」(アンケート回答者の75%)「運転資金を確保できた」(アンケート回答者の37.5%)といった回答が得られており、本税制が設備投資を後押ししている状況が伺え、経営基盤の安定・強化に寄与していることが伺える。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成24年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(加入目標)</th> <th>(実績)</th> <th>(目標達成率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度末</td> <td>3,000万世帯</td> <td>2,986万世帯</td> <td>99.3%</td> </tr> <tr> <td>平成20年度末</td> <td>3,100万世帯</td> <td>3,130万世帯</td> <td>100%超</td> </tr> <tr> <td>平成21年度末</td> <td>3,150万世帯</td> <td>3,264万世帯</td> <td>100%超</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のとおり、これまでほぼ目標を達成してきている。さらなる有線テレビジョン放送の普及促進を図り、地域の活性化、情報化に資するため、平成23年度末に3,300万世帯、平成24年度末に3,350万世帯の目標を新たに設定する。</p>		(加入目標)	(実績)	(目標達成率)	平成19年度末	3,000万世帯	2,986万世帯	99.3%	平成20年度末	3,100万世帯	3,130万世帯	100%超	平成21年度末	3,150万世帯
	(加入目標)	(実績)	(目標達成率)														
平成19年度末	3,000万世帯	2,986万世帯	99.3%														
平成20年度末	3,100万世帯	3,130万世帯	100%超														
平成21年度末	3,150万世帯	3,264万世帯	100%超														

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 24 年度)</p> <p>ケーブルテレビ事業者の多くは、大企業等と比較し財政基盤の脆弱な中小企業に該当するが、本税制が延長されない場合、技術革新等へ対応するための設備投資に消極的になり、地域の活性化・情報化に支障が生じる。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 24 年度)</p> <p>平成 22 年度の本税制の利用事業者へのアンケート調査によると、「設備投資資金を確保できた」(アンケート回答者の 75%)「運転資金を確保できた」(アンケート回答者の 37.5%)といった回答が得られており、本税制が設備投資を後押ししている状況が伺え、これによりケーブルテレビの普及促進が図られ、地域の活性化・情報化に寄与している。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>ケーブルテレビ事業は、地域社会における基幹的な情報通信基盤として非常に重要な役割を果たしているが、中小のケーブルテレビ事業者は必ずしも経営基盤が強固とは言えない状況にある。</p> <p>そのため、本税制のような、補助金等の認定が必要な措置と比べ、要件を満たす設備投資に対して広く使える制度が必要とされている。</p> <p>さらに、本税制は、高度化設備を導入するためのインセンティブの付与を与えるような、設備投資意欲を最大限引き出せる措置として適正である。</p> <p>また、ケーブルテレビは、放送・通信という公共性の高い情報通信基盤の重要な担い手であるが、財政基盤は必ずしも強固とは言えない中小企業者も多く、また、設備産業であるため、数年毎の大規模な投資が不可欠であることから、本税制は制度創設後 10 年を超えているが、投資意欲を刺激し、経営の安定・強化を促すため、引き続き支援を行っていく必要がある。なお、業界の規模が小さいため、利用件数自体は近年 2 桁台以下であるが、対象事業者に該当するケーブルテレビ事業者の 1 割程度が毎年利用しており、本税制の存続が望まれている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	メーリングサービス業に対する中小企業等基盤強化税制の延長
2	要望の内容	適用期間内に対象設備(機械及び装置、又は器具及び備品)を取得により事業の用に供する青色申告書を提出するメーリングサービス業を営む一定の法人又は個人に対する税額控除(取得価格の7%)又は特別償却(特別償却率:30%)の適用期限を延長する。 ・機械及び装置 1台又は1基の取得価格が280万円以上の設備 ・器具又は備品 1台又は1基の取得価格が120万円以上の設備
3	担当部局	総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	○昭和62年度制度創設 ○平成4年度からメーリングサービス事業者に対する適用が認められ、平成5年度、平成7年度、平成9年度、平成11年度、平成13年度、平成15年度、平成17年度、平成19年度、平成21年度、適用期間を2年間延長されている。
6	適用又は延長期間	2年間(平成23年4月1日～平成25年3月31日)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 メーリングサービス事業者に対する税制支援は、郵便物作成設備の円滑な導入等を通じた業務の合理化・効率化を推進し、事業者の経営基盤の強化を図ることにより、メーリングサービス事業者を通じて郵便物を差し出す企業の合理化に貢献するとともに、郵便利用を通じた内需の振興と雇用の促進に資することとなるものである。</p> <p>《政策目的の根拠》 近年、企業がダイレクトメールや請求書その他の各種金銭関係書類の送付等で郵便を利用する際、その郵便物の作成・差出しをメーリングサービス事業者に対して委託(アウトソーシング)するケースが増加しており、これらを受託するメーリングサービス業は、円滑な社会活動・企業活動を維持するためにも欠かせない存在となっている。 また、中小企業基本法では、「中小企業の施設又は設備の導入を図るため、中小企業者の事業の用に供する施設又は設備の設置又は整備を促進すること」と定められている。 本税制措置は特定の中小企業者及び流通サービス業の経営基盤の安定・強化を通じて、消費の拡大等による内需の振興、経済の持続的な成長を図るとともに、当該産業による雇用の増加に資することを目的に創設されたものであり、上記の施策体系のなかで、中小企業の活性化を図るための重要な手段として位置づけられているもの。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>IV. 郵政行政 1. 郵政行政の推進</p>

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 日本メーリングサービス協会に加盟するメーリングサービス事業者は約200社であり、まず、これら約200社に郵便物自動製作機及びあて名別自動封入封緘機が行き渡ることを本政策の達成目標とする。 なお、上記設備については、バックアップ用を持つ必要があるため、台数としては400台(200社×2台=400台)を具体的目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 平成24年度末の時点における達成目標としては、上記目標の80%に当たる320台(400台×0.8=320台)とする</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制の活用により、経営基盤が必ずしも安定しているとは言えない中小企業が多数を占めるメーリングサービス事業者の積極的な投資を促進し、経営基盤の安定・強化を行うことができる。 これにより、メーリングサービス事業者を通じて郵便物を差し出す企業の合理化に貢献するとともに、郵便利用を通じた内需の振興と雇用の促進に資することとなるものである。</p>																								
8	有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>郵便物自動製作機</th> <th>あて名別自動封入封緘機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>12件</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>10件</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>10件(推計)</td> <td>10件(推計)</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>10件(推計)</td> <td>10件(推計)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(算出方法は、業界団体からヒアリングによる。)</p>		郵便物自動製作機	あて名別自動封入封緘機	平成20年度	12件	12件	平成21年度	10件	10件	平成22年度	10件(推計)	10件(推計)	平成23年度	10件(推計)	10件(推計)									
	郵便物自動製作機	あて名別自動封入封緘機																									
平成20年度	12件	12件																									
平成21年度	10件	10件																									
平成22年度	10件(推計)	10件(推計)																									
平成23年度	10件(推計)	10件(推計)																									
		② 減収額	<p>減収見込額</p> <p>平成20年度 56百万円 平成21年度 18百万円 平成22年度 18百万円(推計) 平成23年度 18百万円(推計)</p> <p>(算出方法は、業界団体からヒアリングによる。)</p>																								
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成21年度) 業界団体からのヒアリングによると、本税制が設備投資の動機付けとなることにより、メーリングサービス事業者における設備の導入は着実に進展しており、年間平均10台の導入目標を達成していることから、本税制が設備投資を後押ししている状況が伺え、経営基盤の安定・強化に寄与していることが伺える。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成24年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">(目標)</th> <th colspan="2">(実績(目標達成率))</th> </tr> <tr> <th>郵便物自動製作機</th> <th>あて名別自動封入封緘機</th> <th>郵便物自動製作機</th> <th>あて名別自動封入封緘機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度末</td> <td>270台</td> <td>270台</td> <td>274台(101%)</td> <td>271台(100%)</td> </tr> <tr> <td>平成20年度末</td> <td>280台</td> <td>280台</td> <td>286台(102%)</td> <td>283台(101%)</td> </tr> <tr> <td>平成21年度末</td> <td>290台</td> <td>290台</td> <td>296台(102%)</td> <td>293台(101%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のとおり、これまでほぼ目標を達成してきている。さらなるメーリングサービス事業者の投資を促進し、経営基盤の安定・強化を行うため、平成23年度末に310台、平成24年度末に320台の目標を新たに設定する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度～平成24年度) メーリングサービス事業者の多くは、大企業等と比較し財政基盤の脆弱な中小企業に該当するが、本税制が延長されない場合、技術革新等へ対応するための設備投資に消極的になり、地域の活性化・情報化に支障が生じる。</p>		(目標)		(実績(目標達成率))		郵便物自動製作機	あて名別自動封入封緘機	郵便物自動製作機	あて名別自動封入封緘機	平成19年度末	270台	270台	274台(101%)	271台(100%)	平成20年度末	280台	280台	286台(102%)	283台(101%)	平成21年度末	290台	290台	296台(102%)	293台(101%)
	(目標)		(実績(目標達成率))																								
	郵便物自動製作機	あて名別自動封入封緘機	郵便物自動製作機	あて名別自動封入封緘機																							
平成19年度末	270台	270台	274台(101%)	271台(100%)																							
平成20年度末	280台	280台	286台(102%)	283台(101%)																							
平成21年度末	290台	290台	296台(102%)	293台(101%)																							

		<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 24 年度)</p> <p>業界団体からのヒアリングによると、本税制が設備投資の動機付けとなることにより、メーカーサービス事業者における設備の導入は着実に進展しており、年間平均 10 台の導入目標を達成していることから、本税制が設備投資を後押ししている状況が伺え、これにより郵便利用を通じた内需の振興と雇用の促進に寄与している。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本税制の適用を受ける典型的な設備を例にとると、郵便物自動製作機及びあて名別自動封入封緘機は、業務の合理化・効率化に大きく役立つ設備であり、業界も導入を強く望んでいるものであるが、平均仕様でいずれも約 2,500 万円と経営基盤が脆弱な中小企業にとっては高価なため、その導入がいまだに十分には進んでいない状況にある。</p> <p>このようなことから、引き続き当該措置を延長することにより、必要な設備の導入を促進することが必要である。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>—</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
2	要望の内容	総額型控除上限の10%引上げ等
3	担当部局	総務省情報通信国際戦略局技術政策課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・増加型: 昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制: 昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度: 平成5年度創設 ・総額型: 平成15年度創設 ・高水準型: 平成20年度創設
6	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む): 期限なし ・増加型: 平成23年度末まで ・高水準型: 平成23年度末まで ・経済対策部分: (総額型控除上限 20%→30%については平成22年度末まで繰越期間は最長平成24年度末まで)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (新成長戦略: 平成22年6月18日閣議決定)</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>総務省政策評価基本計画(平成19年総務省訓令第60号) V 情報通信(ICT政策) ① 情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準に維持する。 (注)政府研究開発投資の対GDP比率の具体的な数値目標が定められていないことから、民間研究開発投資の対GDP比率の具体的な数値目標を定めることは困難であるため、「最高水準」という目標を置いている。なお、我が国の民間研究開発投資の対GDP比率が「主要国の中で最高水準」かどうかは、毎年各国の実績に基づき、客観的に判断が可能である。具体的には、後述するように、我が国の民間研究開発投資の対GDP比率は、毎年、主要先進諸国の中で最も高いことが客観的に明らかとなっている。したがって、今後も他の先進諸国との比較において民間研究開発投資の対GDP比率を「最高水準」に維持し続けることにより、政策目的である、2020年までに官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上とすることが可能となると考えられる。</p>

※ 平成23年度税制改正の追加要望等を踏まえ、再提出した評価書

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p>
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>・利用実績（うち、税法上の中小企業分） 平成19年度 8,479事業年度(5,747事業年度) 平成20年度 7,912事業年度(4,657事業年度) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」) (注)上記統計及び同統計における決算期間別の法人数から見て、研究開発税制の利用企業数では、中小企業が6割を占めると推測される。なお、平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> <p>・本租税特別措置は、試験研究を行っている法人が法人税を納付している場合に利用可能な制度である。したがって、合理的な判断を行う事業者はすべからず、税負担を緩和するために本租税特別措置を実際に活用していると推測されることから、我が国全体の事業者数、また、研究開発を行う企業数が大きく変動しない限り、本租税特別措置の適用数にも大きな変動はないものと考えられ、平成23年度の適用数は平成19年度・平成20年度と同等と見込まれる。</p>
		<p>② 減収額</p> <p>・減収額実績（うち、税法上の中小企業分） 平成15年度 1,046億円(21億円) 平成16年度 4,235億円(167億円) 平成17年度 5,663億円(309億円) 平成18年度 5,820億円(305億円) 平成19年度 6,269億円(167億円) 平成20年度 2,881億円(246億円) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」) (参考:財務省による減収額試算) 平成21年度 2,540億円 平成22年度 2,358億円</p> <p>・今回の要望に関する減収見込額 406億円 (算出根拠) 平成22年度における財務省試算を基に、平成21年度財務省試算における総額型(特別試験研究税制、中小企業技術基盤強化税制含む)控除上限10%引き上げ部分(経済対策部分)のみの減収額割合で按分して算出(平成23年度減収額は平成22年度の減収額とほぼ同額と仮定している)。</p> <p>① 財務省による平成21年度経済対策における減収額の試算額(総額型(特別試験研究税制、中小企業技術基盤強化税制含む)控除上限10%引き上げ分の減収額) : 45,000百万円</p> <p>② 財務省による平成21年度における総額型・特別試験研究税制・中小企業</p>

		<p>技術基盤強化税制の減収額の試算額合計 ： 251,700百万円</p> <p>③ 財務省による試算において、平成21年度における総額型・特別試験研究税制・中小企業技術基盤強化税制の減収額試算の合計額に占める平成21年度経済対策における減収額試算額(控除上限10%引上げ部分)の割合(① ÷ ②) ： 17.87%</p> <p>④ 財務省による平成22年度における総額型・特別試験研究税制・中小企業技術基盤強化税制の減収額の試算額合計 ： 227,300百万円</p> <p>⑤ 平成23年度において、研究開発税制(総額型・特別試験研究税制・中小企業技術基盤強化税制)の控除上限額を10%引き上げた場合(=控除上限を30%にした場合)の、減収額の増加分試算 (④ × ③) : 40,619百万円</p>																																																																													
	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成15年～平成20年)</p> <p>我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP研究開発投資比率を維持しているが、4%には届いていない。</p> <p>主要国の対GDP研究開発投資比率 (単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="544 1115 1426 1644"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003年</th> <th>2004年</th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>3.20</td> <td>3.17</td> <td>3.32</td> <td>3.41</td> <td>3.44</td> <td>3.42</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.13</td> <td>1.23</td> <td>1.34</td> <td>1.42</td> <td>1.44</td> <td>1.54</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.49</td> <td>2.68</td> <td>2.79</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.37</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.61</td> <td>2.54</td> <td>2.57</td> <td>2.61</td> <td>2.66</td> <td>2.77</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.75</td> <td>1.68</td> <td>1.73</td> <td>1.75</td> <td>1.79</td> <td>1.77</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>2.04</td> <td>2.08</td> <td>2.05</td> <td>1.97</td> <td>1.90</td> <td>1.84</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.28</td> <td>1.15</td> <td>1.07</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.17</td> <td>2.15</td> <td>2.10</td> <td>2.10</td> <td>2.04</td> <td>2.02</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.52</td> <td>2.49</td> <td>2.49</td> <td>2.53</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.09</td> <td>1.13</td> <td>1.18</td> <td>1.19</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」</p> <p>現在、我が国の官民合わせた研究開発投資のGDP比率は3.42%(2008年)であり、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合わせて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資の促進に資するものである。また、民間研究開発投資の対GDP比率は2008年時点で2.69%という世界最高水準にあることからすれば、主要先進諸国との研究開発投資拡充競争の中で、本租税特別措置の効果により、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる(当然、政府の研究開発</p>		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	日本	3.20	3.17	3.32	3.41	3.44	3.42	中国	1.13	1.23	1.34	1.42	1.44	1.54	韓国	2.49	2.68	2.79	3.01	3.21	3.37	アメリカ	2.61	2.54	2.57	2.61	2.66	2.77	イギリス	1.75	1.68	1.73	1.75	1.79	1.77	カナダ	2.04	2.08	2.05	1.97	1.90	1.84	ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	1.04	フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.04	2.02	ドイツ	2.52	2.49	2.49	2.53	2.53	2.64	イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	1.18	1.19
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年																																																																									
日本	3.20	3.17	3.32	3.41	3.44	3.42																																																																									
中国	1.13	1.23	1.34	1.42	1.44	1.54																																																																									
韓国	2.49	2.68	2.79	3.01	3.21	3.37																																																																									
アメリカ	2.61	2.54	2.57	2.61	2.66	2.77																																																																									
イギリス	1.75	1.68	1.73	1.75	1.79	1.77																																																																									
カナダ	2.04	2.08	2.05	1.97	1.90	1.84																																																																									
ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	1.04																																																																									
フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.04	2.02																																																																									
ドイツ	2.52	2.49	2.49	2.53	2.53	2.64																																																																									
イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	1.18	1.19																																																																									

予算の拡充も必要であることからすれば、本租税特別措置のみで達成可能な目標とは言えない。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成15年～平成20年)

我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率

(単位:%)

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13
韓国	1.89	2.06	2.15	2.33	2.45	2.54
アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01
イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10
カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00
ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60

出典: OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成22年度～平成31年度)

(経済情勢が不透明なことから、平成23年度減収額は平成22年度の減収額とほぼ同額と仮定。また、来年度分の減税による投資押上げ効果を現時点で算出するのも不可能であることから、減税による投資押上げ効果も22年度と仮定。その上で、拡充要望に相当する内容について、22年度の減税額及び投資押上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。)

平成22年度の減税試算額における、総額型控除上限の引上げ効果:
406億円程度

↓

後述する研究開発税制による経済波及効果試算に基づき、平成22年度に総額型控除上限を10%引き上げなかった場合におけるGDPの押し下げ効果(平成22年度～平成31年度の累計)を減税額割合で按分して試算:
約2,213億円(うち中小企業分:223億円)

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～平成31年度)

経済波及効果の試算 (※9月15日現在の経済産業省実施アンケート回収データに基づく)

【①総額型・②特別試験研究税制・③中小企業技術基盤強化税制(控除限度額20%)】

●減税による研究開発投資の押し上げ効果の試算

研究開発税制利用実態調査結果(平成 22 年度経産省実施、以下、「利用実態調査」)及び中小企業試験研究税制利用実態等調査(平成 22 年度中企庁実施)を基に、平成 22 年度1年間の減税による研究開発投資押し上げ効果を次のとおり試算。

①平成22年度減収額 1,712億円(財務省試算)

②平成22年度減収額 1.08億円(財務省試算)

③平成22年度減収額 153.87億円(財務省試算)

↓ ①・②研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果:1.38倍

↓ ③中小企業技術基盤強化税制による研究開発投資押し上げ効果:1.70倍

①研究開発投資押し上げ額2,362億円(1,712億円×1.38)

②研究開発投資押し上げ額:1.49億円(1.08億円×1.38)

③研究開発投資押し上げ額:262億円(153.87億円×1.70)

●減税により押し上げられた研究開発投資による経済波及効果の試算

上記基に、押し上げられた研究開発投資中長期的に及ぼす GDP 押し上げ効果を、マクロモデル(平成 16 年度経産省委託事業により構築したマクロモデルのデータを、平成 22 年度経産省調査等を基に最新化して利用)により次のとおり試算。

①研究開発投資押し上げ額:1,712億円

↓ GDP 押し上げ効果(マクロモデルによる計算)

・平成22年度の研究開発税制による減税が、平成22年度～平成31年度までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果:

約9,146億円

同様の計算により、平成22年度～平成31年度までの10年間におけるGDP押し上げ効果は以下のとおり。

②:約60億円

③:約1,015億円

【④経済対策(総額型等控除上限の10%引上げ)部分】

上記で試算した研究開発税制全体の経済波及効果を、利用実態調査で得られた各型別の減収額割合で按分して次のとおり試算。

・平成22年度減収額(大企業分):372億円(財務省試算を基にした経産省試算)

・平成22年度減収額(中小企業分):34億円(財務省試算を基にした経産省試算)

↓

・10年間(平成 22～31 年度)累計のGDP押し上げ効果(大企業分):約1,9

		<p><u>90億円</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・10年間(平成 22～31 年度)類型のGDP押し上げ効果(中小企業分):約223億円 <p>【⑤増加型・⑥高水準型】</p> <p>上記で試算した研究開発税制全体の経済波及効果を、利用実態調査で得られた各型別の減収額割合で按分して次のとおり試算。</p> <p>⑤ 増加型(大企業分)のGDP押し上げ効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度減収額:62.76億円(財務省試算) ・10年間(平成 22～31 年度)累計で約336億円 <p>⑤ 増加型(中小企業分)のGDP押し上げ効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度減収額:3.01億円(財務省試算) ・10年間(平成 22～31 年度)累計で約20億円 <p>⑥ 高水準型のGDP押し上げ効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度減収額:19.08億円(財務省試算) ・10年間(平成 22～31 年度)累計で約103億円
9	<p>相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国においては、 <ul style="list-style-type: none"> ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(72.5%。韓国に次いで2番目)、 ②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.5%)、 ③政府による企業への直接支援が少ない(0.9%、主要国中最低)。 ・すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。 ・研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。 ・予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。 <p>戦略的情報通信研究開発推進制度[※]は、公募によるため採択された研究者(研究機関)のみに対する措置であり、予算規模には限界があるため、支援範囲に限られるが、本税制による措置は、研究を実施する者を広く対象として支援することができる点で政策手段として大きな相違がある。</p> <p>※戦略的情報通信研究開発推進制度(委託費)</p> <p>競争的な研究開発環境の形成により、情報通信技術のシーズの創出と研究開発力の向上等を図るため、戦略的な重点目標に沿った獨創性・新規性に富む研究開発を推進する競争的研究資金制度。</p>

		③: 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
2	要望の内容	<p>・制度概要</p> <p>法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)</p> <p>・要望内容</p> <p>総額型控除上限の10%引き上げ等</p>
3	担当部局	総務省情報通信国際戦略局技術政策課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和60年度 創設(税額控除率6%)</p> <p>昭和63年度 2年間延長</p> <p>平成2年度 3年間延長</p> <p>平成5年度 2年間延長</p> <p>平成7年度 2年間延長</p> <p>平成9年度 1年間延長</p> <p>平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%)</p> <p>平成11年度 1年間延長</p> <p>平成12年度 1年間延長</p> <p>平成13年度 1年間延長</p> <p>平成14年度 1年間延長</p> <p>平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化)</p> <p>税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%)</p> <p>平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充</p> <p>税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%)</p> <p>平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加</p> <p>平成22年度 2年間延長</p>
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP4%以上にする。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (新成長戦略:平成22年6月18日閣議決定)</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>総務省政策評価基本計画(平成19年総務省訓令第60号) V 情報通信(ICT政策) ① 情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p>

※ 平成23年度税制改正の追加要望等を踏まえ、再提出した評価書

	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の優れたものづくりの基盤となっているものづくり中小企業をはじめ、様々な付加価値を生み出す中小企業が、将来にわたって競争力を維持・強化していくことが重要である。このため、中小企業が研究開発投資を持続的に行えるような環境を整備し、国税と合わせて民間研究開発投資の GDP 比率を 4%以上にする。</p> <p>また、中小企業は大企業に比べて研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業が高い付加価値を生み出す試験研究に対して、特に充実した税制を講じることにより、中小企業の経営革新・新規創業や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な経済成長を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究投資の対GDP比率を主要先進諸国の中で最高水準に維持する。</p> <p>(注) 政府研究開発投資の対GDP比率の具体的な数値目標が定められていないことから、民間研究開発投資の対GDP比率の具体的な数値目標を定めることは困難であるため、「最高水準」という目標を置いている。なお、我が国の民間研究開発投資の対GDP比率が「主要国の中で最高水準」かどうかは、毎年の各国の実績に基づき、客観的に判断が可能である。具体的には、後述するように、我が国の民間研究開発投資の対GDP比率は、毎年、主要先進諸国の中で最も高いことが客観的に明らかとなっている。したがって、今後も他の先進諸国との比較において民間研究開発投資を「最高水準」に維持し続けることにより、2020年までに官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上とすることが可能となると考えられる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2009年版中小企業白書によれば、現に研究開発を行う企業に限定した場合、売上高に占める研究開発費の割合に大企業と中小企業との間で大きな差はなく、中小企業が大企業並みに研究開発に力を注いでいることが見てとれる。したがって、中小企業の研究開発を積極的に促すことにより、ものづくり基盤の強化につながるとともに研究開発投資の増大、更には GDP の引き上げ効果につながる。</p>
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。</p> <p>国税における利用実績（うち、税法上の中小企業分） 平成19年度 8,479事業年度(5,747事業年度) 平成20年度 7,912事業年度(4,657事業年度) 【出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 (注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> <p>国税及び本租特(地方税)を利用したことがある中小企業の割合 平成19年度 59.6% 平成20年度 57.8% 【平成22年度に中小企業庁実施のアンケート調査結果より算出】</p> <p>以上より、本租特における利用実績を算出すると以下のとおりとなる。</p>

		<p>本租特における利用実績 平成19年度 3,425事業年度 平成20年度 2,692事業年度</p> <p>したがって、中小企業技術基盤強化税制を利用した企業のうち半数以上が本租特を利用していることから、適用数が想定外に僅少であるとは言い難いといえる。</p> <p>また、主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金属製品工業（平成19年度13.5%、平成20年度11.8%） ・精密機械工業（平成19年度10.4%、平成20年度11.8%） ・化学工業（平成19年度8.3%、平成20年度8.2%） ・輸送用機器工業（平成19年度8.2%、平成20年度8.3%） ・食品工業（平成19年度7.3%、平成20年度7.1%） ・電気機械工業（平成19年度7.3%、平成20年度5.9%） ・卸売・小売業（平成19年度4.2%、平成20年度5.9%） ・ソフトウェア業（平成19年度2.1%、平成20年度3.5%） ・サービス業（平成19年度3.1%、平成20年度2.4%） <p>【平成22年度に中小企業庁実施のアンケート調査結果より算出】</p> <p>将来推計としては、現行の制度体系が変わらないものと仮定していることから、約2,500～3,000事業年度程度と推測される。</p>
②	減収額	<p>平成22年度の本税制措置による減収額試算は、33億円(国税:191億円)</p> <p>地方税における減収額 減収額実績 【国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より算出】</p> <p>平成16年度 29億円 平成17年度 53億円 平成18年度 53億円 平成19年度 29億円 平成20年度 43億円</p> <p>減収額試算 平成21年度 10億円【総務省減収額試算】</p> <p>(減収額の算出方法) 「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。</p> <p>(参考)国税における減収額 減収額実績（うち、税法上の中小企業分） 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】</p> <p>平成16年度 4,235億円(167億円) 平成17年度 5,663億円(309億円) 平成18年度 5,820億円(305億円)</p>

平成19年度 6,269億円(167億円)

平成20年度 2,881億円(246億円)

減収額試算【財務省減収額試算】

平成21年度 2,540億円(70億円)

平成22年度 2,358億円(191億円)

・今回の要望に関する減収見込額 6億円

(減収額の将来推計)

平成23年度において、控除上限を10%引き上げた場合の地方税減収額増加分の試算は以下のとおり。

平成22年度における財務省試算を基に、平成21年度財務省試算における総額型(特別試験研究税制、中小企業技術基盤強化税制含む)控除上限10%引き上げ部分(経済対策部分)のみの減収額割合で按分して算出

① 財務省による平成21年度経済対策における減収額の試算額(総額型(特別試験研究税制、中小企業技術基盤強化税制含む)控除上限10%引上げ分の減収額)

: 45,000百万円

② 財務省による平成21年度における総額型・特別試験研究税制・中小企業技術基盤強化税制の減収額の試算額合計

: 251,700百万円

③ 財務省による試算において、平成21年度における総額型・特別試験研究税制・中小企業技術基盤強化税制の減収額試算の合計額に占める平成21年度経済対策における減収額試算額(控除上限10%引上げ部分)の割合

(① ÷ ②)

: 17.87%

④ 財務省による平成22年度における総額型・特別試験研究税制・中小企業技術基盤強化税制の減収額の試算額合計

: 227,300百万円

⑤ 平成23年度において、研究開発税制(総額型・特別試験研究税制・中小企業技術基盤強化税制)の控除上限額を10%引き上げた場合(=控除上限を30%にした場合)の、減収額の増加分試算 (④ × ③)

: 40,619百万円

⑥ 財務省試算による平成22年度での中小企業技術基盤強化税制の減収額

: 18,800百万円

⑦ 平成22年度試験研究税制等減収額のうち、中小企業基盤強化税制が占める割合 (⑥ ÷ ④)

: 8.27%

⑧ 平成23年度において、研究開発税制(総額型・特別試験研究税制・中小企業技術基盤強化税制)の控除上限額を10%引き上げた場合(=控除上限を30%にした場合)の、減収額の増加分試算(中小企業分)(⑤ × ⑦)
: 3,360百万円

⑨ 地方税分を次のとおり算出(⑧ × 0.173)
: 581百万円

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成15年～平成20年)

我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP研究開発投資比率を維持しているが、4%には届いていない。

主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
日本	3.40	3.40	3.55	3.61	3.67	3.42
中国	1.13	1.23	1.34	1.42	1.44	1.54
韓国	2.49	2.68	2.79	3.01	3.21	3.37
アメリカ	2.61	2.54	2.57	2.61	2.66	2.77
イギリス	1.75	1.68	1.73	1.75	1.79	1.77
カナダ	2.04	2.08	2.05	1.97	1.90	1.84
ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	1.04
フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.04	2.02
ドイツ	2.52	2.49	2.49	2.53	2.53	2.64
イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	1.18	1.19

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」

現在、我が国の官民合わせた研究開発投資のGDP比率は3.42%(2008年)であり、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合わせて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資の促進に資するものである。また、民間研究開発投資の対GDP比率は2008年時点で2.69%という世界最高水準にあることからすれば、主要先進諸国との研究開発投資拡充競争の中で、本租税特別措置の効果により、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる(当然、政府の研究開発予算の拡充も必要であることからすれば、本租税特別措置のみで達成可能な目標とは言えない)。

《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成15年～平成20年)

我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13
韓国	1.89	2.06	2.15	2.33	2.45	2.54

アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01
イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10
カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00
ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60

出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成21～23年度)

総額型控除上限を20%から30%に引き上げた際の10%相当分：

- 1. 7億円 (平成21年度：57社)
- 1. 9億円 (平成22年度：46社)
- 2. 0億円 (平成23年度：48社)

【中小企業試験研究税制利用実態等調査(平成22年度中小企業庁実施)より算出】

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成22年度)

経済波及効果の試算 (※8月30日現在の経済産業省実施アンケート回収データに基づく)

(平成22年度減収額試算に基づいているが、経済環境が大きく変わらないと想定されるため、平成23年度も平成22年度とほぼ同等の効果と推測する。)

【①総額型・②中小企業技術基盤強化税制(控除限度額20%)】

●減税による研究開発投資の押し上げ効果の試算

研究開発税制利用実態調査結果(平成22年度経産省実施、以下、「利用実態調査」)及び中小企業試験研究税制利用実態等調査(平成22年度中企庁実施)を基に、平成22年度1年間の減税による研究開発投資押し上げ効果を次のとおり試算。

①平成22年度減収額(大企業分)：1,712億円(財務省試算)

②平成22年度減収額(中小企業分)：153.87億円(財務省試算)

↓ ①研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果：
1.38倍

↓ ②中小企業技術基盤強化税制による研究開発投資押し上げ効果：
1.70倍

①研究開発投資押し上げ額(大企業分)：2,362億円(1,712億円×1.38)

②研究開発投資押し上げ額(中小企業分)：262億円(153.87億円×1.70)

●減税により押し上げられた研究開発投資による経済波及効果の試算

上記を基に、押し上げられた研究開発投資が中長期的に及ぼすGDP押し上げ効果を、マクロモデル(平成16年度経産省委託事業により構築したマクロモデルのデータを、平成22年度経産省調査等を基に最新化して利用)により次の

		<p>とおり試算。</p> <p>①研究開発投資押上げ額:2,362億円 ↓ GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算) ・平成22年度の研究開発税制による減税が、平成22年度～平成31年度までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果:約9,146億円 ・同様の計算により、平成22年度の中小企業技術基盤強化税制による減税が、平成22年度～平成31年度までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果:約1,015億円</p> <p>※地方税部分における経済波及効果の試算</p> <p>②平成22年度減収額 153.87億円(財務省試算) ↓ 地方税に換算:0.173倍 平成22年度での地方税減収額:26.6億円 ↓ 中小企業技術基盤強化税制による研究開発投資押上げ効果:1.70倍 研究開発投資押上げ額:45億円 ↓ GDP 押し上げ効果(マクロモデルによる試算) 10年間(平成22～31年度)累計のGDP押し上げ効果(地方税分):約175億円</p> <p>【③経済対策(総額型等控除上限の10%引上げ)部分】 上記で試算した研究開発税制全体の経済波及効果を、利用実態調査で得られた各型別の減収額割合で按分して次のとおり試算。 ・平成22年度減収額(大企業分):372億円(財務省試算を基にした経産省試算) ・平成22年度減収額(中小企業分):34億円(財務省試算を基にした経産省試算) ↓ ・10年間(平成22～31年度)累計のGDP押し上げ効果(大企業分):約1,990億円 ・10年間(平成22～31年度)累計のGDP押し上げ効果(中小企業分):約223億円</p> <p>※地方税部分における経済波及効果の試算 経済対策における経済波及効果(地方税分)を次のとおり試算。 平成22年度減収額(中小企業分):34億円 (財務省試算を基にした経産省試算) ↓ 地方税に換算:0.173倍 平成22年度での経済危機対策による地方税減収額:5.9億円 ↓ 中小企業技術基盤強化税制による研究開発投資押上げ効果:1.70倍 研究開発投資押上げ額:10億円 ↓ GDP 押し上げ効果(マクロモデルによる試算) 10年間(平成22～31年度)累計のGDP押し上げ効果(地方税分):約38億円</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき</p> <p>我が国においては、 ①企業の実施する研究開発費は国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(72.5%。この値は米、英、独、仏、露、中、韓、日の8ヶ国中、韓国に</p>

	妥当性等	<p>次いで2位)</p> <p>②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.5%)、 ③政府による企業への直接支援が少ない(0.9%、上記8ヶ国中最低)。 すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進しているということができる。そのため、企業の創意工夫のある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要である。</p> <p>研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促す措置であり、妥当性があると言える。</p> <p>・予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>戦略的情報通信研究開発推進制度[※]は、公募によるため採択された研究者(研究機関)のみに対する措置であり、予算規模には限界があるため、支援範囲に限られるが、本税制による措置は、研究を実施する者を広く対象として支援することができる点で政策手段として大きな相違がある。</p> <p>※戦略的情報通信研究開発推進制度(委託費)</p> <p>競争的な研究開発環境の形成により、情報通信技術のシーズの創出と研究開発力の向上等を図るため、戦略的な重点目標に沿った独創性・新規性に富む研究開発を推進する競争的研究資金制度。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。</p> <p>本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	「光の道」推進税制（公共アプリケーション利活用促進税制）の創設
2	要望の内容	電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正を行い、改正法の規定に基づき総務大臣の認定を受けた実施計画に従って、電気通信事業者等の民間企業・法人が、超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションを公共施設に導入するために必要となる以下の対象設備について、特別償却の措置を適用する。【新設】 ① 対象者 電気通信事業者等の民間企業・法人 ② 対象設備 ・公共アプリケーションを導入するために公共施設等に整備される回線設備、サーバー及びソフトウェア ③ 措置内容 措置内容 取得価額の30%の特別償却
3	担当部局	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課・高度通信網振興課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで（2年間）
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2015年頃を目途に、すべての世帯（100%）で超高速ブロードバンドサービスを利用とする「光の道」構想の実現を加速させ、ICTの徹底利活用による国民の生産性向上を通じた豊かな社会の実現を図る。 このため、超高速ブロードバンドの利活用を促進する観点から、医療、教育、行政等の生活に密着した公共アプリケーションの導入について民間事業者等にインセンティブを付与するための税制優遇措置を講じるものである。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○新たな情報通信技術戦略（平成22年5月11日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）抄 II. 2. 地域の絆の再生 <u>2015年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスの利用を実現する「光の道」を完成させることにより、暮らしに密着した医療・教育・行政等の飛躍的な向上や地域の活性化を実現する。</u></p> <p>[新たな情報通信技術戦略 工程表（平成22年6月22日）] 2. (4). i) 地域の活性化 「光の道」構想の推進 <u>総務省：2010年内に具体策を確定し、2011年度に向けて所要の法案等を提出</u></p> <p>○新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）抄 第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 <u>成長を支えるプラットフォーム</u> (5) 科学・技術・情報通信立国戦略 ～IT立国・日本～</p>

		<p>(情報通信技術は新たなイノベーションを生む基盤)</p> <p>情報通信技術は、距離や時間を超越して、ヒト、モノ、カネ、情報を結びつける。未来の成長に向け、「コンクリートの道」から「光の道」へと発想を転換し、情報通信技術が国民生活や経済活動の全般に組み込まれることにより、経済社会システムが抜本的に効率化し、<u>新たなイノベーションを生み出す基盤となる。</u></p> <p><21世紀日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト> <u>成長を支えるプラットフォーム</u> V 科学・技術・情報通信立国における国家戦略プロジェクト 16. 情報通信技術の利活用の促進 (前略)「光の道」構想(2015年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスを利用)の実現を目標とし、<u>速やかに必要な具体的措置を確定した上で、所要の法案等を提出する。</u></p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策13 情報通信技術利用環境の整備
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 超高速ブロードバンド利用率(全体世帯数に占める光ファイバサービスの加入契約数)は、平成21年度末で33%となっており、「光の道」構想の実現に向けて、今後さらなる利用率の向上が必要。 これを踏まえ、平成23年度からの5ヶ年度で利用率を100%とするため、本措置の適用期間中(2年間)に超高速ブロードバンド利用率60%を達成する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 超高速ブロードバンド利用率</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、民間企業等による超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入を促進することで、超高速ブロードバンドの積極的な利活用を図り、利用率を向上させ、ICTの徹底利活用による国民の生産性向上を通じた豊かな社会の実現を図る。</p>
8	有効性等	① 適用数等 2, 856件 ※対象として想定される公共施設数から算出。
		② 減収額 3, 343百万円 ※電気通信事業者等へのヒアリングから事業費や投資見込額を推計して算出。
		③ 効果・達成目標の実現状況 <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成24年度) 我が国の持続的な経済成長を実現するためには、超高速ブロードバンドインフラの充実により、ICTの徹底利活用を促進することは急務の課題。 そのため、本措置により、医療、教育、行政等の生活に密着した公共アプリケーションの導入について民間企業等にインセンティブを付与し、超高速ブロードバンドの利活用を促進することで、ICTの徹底利活用による国民の生産性向上を通じた豊かな社会の実現を図る。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成23年度～平成24年度) 平成23年度からの5ヶ年度で超高速ブロードバンド利用率100%とするため、本措置により、民間企業等による超高速ブロードバンドを活用した公共ア</p>

			<p>アプリケーションの導入へのインセンティブを付与し、超高速ブロードバンドの積極的な利活用を通じた地域のブロードバンド需要を創出し、本措置の適用期間中(2年間)に超高速ブロードバンド利用率60%を達成する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:平成23年度～平成24年度) 超高速ブロードバンドの利用率は平成21年度末で33%にとどまっているところ、本措置のように民間企業等の投資を加速するインセンティブがなければ、利用率の大幅な向上は見込めず、平成23年度からの5ヶ年度での超高速ブロードバンド利用率100%の達成は困難となる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成23年度～平成24年度) 本措置を講じることにより、地域における拠点施設である公共機関において、超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入を促進することで、それら積極的な利活用を通じた地域のブロードバンド需要を創出し、さらには、ICTサービス市場の活性化・創成、他産業への波及効果など、多大な経済効果が期待されるものである。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>ブロードバンドインフラ整備については、これまでの税制優遇措置により、一定程度整備が図られてきたところ。 しかしながら、超高速ブロードバンドの利用率は33%にとどまり、利用率向上に資する新たな優遇措置が求められているもの。 このため、民間事業者に投資インセンティブを付与し、早期に集中的な投資を喚起する効果を有する税制優遇措置を講じることにより、超高速ブロードバンドの利用率を向上させることは、「光の道」構想を実現する上で極めて効果的かつ適正である。</p>	
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>「光の道」構想の推進に関しては、平成23年度予算要求において、公共アプリケーションによる利活用と一体となった超高速ブロードバンド基盤整備について、地方公共団体等に対して事業費の一部を支援していく。 あわせて、超高速ブロードバンド利活用の向上の観点から、当該税制優遇措置により、民間事業者による超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入へのインセンティブを付与し、超高速ブロードバンドの利用率の向上を図る。</p>	
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>	
10	有識者の見解	<p>総務省が主催する「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」において取りまとめられた「「光の道」構想の実現に向けて－基本的方向性－」(2010年5月)において、以下のとおり指摘されているところ。</p> <p>「光の道」の整備</p> <p>4 利用率向上の考え方(30%→100%)</p> <p>(3)「光の道」整備における公共機関の先導的役割 (略)特に、ブロードバンド普及促進のためには、公共機関が果たす先導的役割が重要である。地方自治体(役場)、学校、病院、図書館、公民館、警察、消防等の地域における拠点施設に対して、超高速・大容量のインフラ整備を行うとともに、その積極的な利活用を通じた地域のブロードバンド需要の創出等、ブロードバンド利用のインセンティブを高める施策を検討・実施することが必要と考えられる。</p>	

11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	
----	--------------------	--

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	「光の道」推進税制（公共アプリケーション利活用促進税制）の創設
2	要望の内容	<p>電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正を行い、改正法の規定に基づき総務大臣の認定を受けた実施計画に従って、電気通信事業者等の民間企業・法人が、超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションを公共施設に導入するために必要となる以下の対象設備について、課税標準の特例措置を適用する。【新設】</p> <p>① 対象者 電気通信事業者等の民間企業・法人</p> <p>② 対象設備 ・公共アプリケーションを導入するために公共施設等に整備される回線設備、サーバー及びソフトウェア</p> <p>③ 措置内容 上記の対象設備について、取得後5年度分の固定資産税に関して、課税標準を2/3に圧縮。</p>
3	担当部局	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課・高度通信網振興課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで(2年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2015年頃を目途に、すべての世帯(100%)で超高速ブロードバンドサービスを利用とする「光の道」構想の実現を加速させ、ICTの徹底利活用による国民の生産性向上を通じた豊かな社会の実現を図る。 このため、超高速ブロードバンドの利活用を促進する観点から、医療、教育、行政等の生活に密着した公共アプリケーションの導入について民間事業者等にインセンティブを付与するための税制優遇措置を講じるものである。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○新たな情報通信技術戦略（平成22年5月11日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）抄 II. 2. 地域の絆の再生 <u>2015年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスの利用を実現する「光の道」を完成させることにより、暮らしに密着した医療・教育・行政等の飛躍的な向上や地域の活性化を実現する。</u></p> <p>[新たな情報通信技術戦略 工程表(平成22年6月22日)] 2. (4). i) 地域の活性化 「光の道」構想の推進 総務省：<u>2010年内に具体策を確定し、2011年度に向けて所要の法案等を提出</u></p> <p>○新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)抄 第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 <u>成長を支えるプラットフォーム</u></p>

		<p>(5)科学・技術・情報通信立国戦略 ～IT立国・日本～ (情報通信技術は新たなイノベーションを生む基盤) 情報通信技術は、距離や時間を超越して、ヒト、モノ、カネ、情報を結びつける。<u>未来の成長に向け、「コンクリートの道」から「光の道」へと発想を転換し、情報通信技術が国民生活や経済活動の全般に組み込まれることにより、経済社会システムが抜本的に効率化し、新たなイノベーションを生み出す基盤となる。</u></p> <p><21世紀日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト> <u>成長を支えるプラットフォーム</u> Ⅴ 科学・技術・情報通信立国における国家戦略プロジェクト 16. 情報通信技術の利活用の促進 (前略)「光の道」構想(2015年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスを利用)の実現を目標とし、<u>速やかに必要な具体的措置を確定した上で、所要の法案等を提出する。</u></p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策13 情報通信技術利用環境の整備
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 超高速ブロードバンド利用率(全体世帯数に占める光ファイバサービスの加入契約数)は、平成21年度末で33%となっており、「光の道」構想の実現に向けて、今後さらなる利用率の向上が必要。 これを踏まえ、平成23年度からの5ヶ年度で利用率を100%とするため、本措置の適用期間中(2年間)に超高速ブロードバンド利用率60%を達成する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 超高速ブロードバンド利用率</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、民間企業等による超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入を促進することで、超高速ブロードバンドの積極的な利活用を図り、利用率を向上させ、ICTの徹底利活用による国民の生産性向上を通じた豊かな社会の実現を図る。</p>
8	有効性等	① 適用数等 2, 856件 ※対象として想定される公共施設数から算出。
	② 減収額	初年度: 141百万円 平年度: 345百万円 ※電気通信事業者等へのヒアリングから事業費や投資見込額を推計して算出。
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成24年度) 我が国の持続的な経済成長を実現するためには、超高速ブロードバンドインフラの充実により、ICTの徹底利活用を促進することは急務の課題。 そのため、本措置により、医療、教育、行政等の生活に密着した公共アプリケーションの導入について民間企業等にインセンティブを付与し、超高速ブロードバンドの利活用を促進することで、ICTの徹底利活用による国民の生産性向上を通じた豊かな社会の実現を図る。

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成23年度～平成24年度)</p> <p>平成23年度からの5ヶ年度で超高速ブロードバンド利用率100%とするため、本措置により、民間企業等による超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入へのインセンティブを付与し、超高速ブロードバンドの積極的な利活用を通じた地域のブロードバンド需要を創出し、本措置の適用期間中(2年間)に超高速ブロードバンド利用率60%を達成する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:平成23年度～平成24年度)</p> <p>超高速ブロードバンドの利用率は平成21年度末で33%にとどまっているところ、本措置のように民間企業等の投資を加速するインセンティブがなければ、利用率の大幅な向上は見込めず、平成23年度からの5ヶ年度での超高速ブロードバンド利用率100%の達成は困難となる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成23年度～平成24年度)</p> <p>本措置を講じることにより、地域における拠点施設である公共機関において、超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入を促進することで、それら積極的な利活用を通じた地域のブロードバンド需要を創出し、さらには、ICTサービス市場の活性化・創成、他産業への波及効果など、多大な経済効果が期待されるものである。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>ブロードバンドインフラ整備については、これまでの税制優遇措置により、一定程度整備が図られてきたところ。</p> <p>しかしながら、超高速ブロードバンドの利用率は33%にとどまり、利用率向上に資する新たな優遇措置が求められているもの。</p> <p>このため、民間事業者に投資インセンティブを付与し、早期に集中的な投資を喚起する効果を有する税制優遇措置を講じることにより、超高速ブロードバンドの利用率を向上させることは、「光の道」構想を実現する上で極めて効果的かつ適正である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>「光の道」構想の推進に関しては、平成23年度予算要求において、公共アプリケーションによる利活用と一体となった超高速ブロードバンド基盤整備について、地方公共団体等に対して事業費の一部を支援していく。</p> <p>あわせて、超高速ブロードバンド利活用の向上の観点から、当該税制優遇措置により、民間事業者による超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入へのインセンティブを付与し、超高速ブロードバンドの利用率の向上を図る。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本措置により、地域における拠点施設である公共機関において、超高速ブロードバンドを利用した公共アプリケーションの導入が促進され、「光の道」構想の実現が加速化することによって、暮らしに密着した医療・教育・行政等の飛躍的な向上や地域の活性化が期待される。</p>
10	有識者の見解	<p>総務省が開催する「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」において取りまとめられた「光の道」構想の実現に向けて「基本的方向性－」(2010年5月)において、以下のとおり指摘されているところ。</p> <p>「光の道」の整備</p> <p>4 利用率向上の考え方(30%→100%)</p> <p>(3)「光の道」整備における公共機関の先導的役割</p> <p>(略)特に、ブロードバンド普及促進のためには、公共機関が果たす先導的役割が重要である。地方自治体(役場)、学校、病院、図書館、公民館、警察、消防等の地域における拠点施設に対して、超高速・大容量のインフ</p>

		<u>ラ整備を行うとともに、その積極的な利活用を通じた地域のブロードバンド需要の創出等、ブロードバンド利用のインセンティブを高める施策を検討・実施することが必要と考えられる。</u>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	通信業用設備等に係る法定耐用年数の短縮
2	要望の内容	<p>減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の改正による法定耐用年数の短縮</p> <p>○ 別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表 種類「器具及び備品」の構造又は用途「事務機器及び通信機器」 電話設備その他の通信機器のうち「その他のもの」:10年→6年</p> <p>○ 別表第二 機械及び装置の耐用年数表 設備の種類「通信業用設備」のうち「電気通信処理設備」:9年→6年</p>
3	担当部局	総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成20年度税制改正による減価償却資産の法定耐用年数区分の見直し 別表第二 機械及び装置の耐用年数表について、「国内電気通信事業用設備」、「国際電気通信用設備」及び「その他の通信設備」を「通信業用設備」として大括りし、法定耐用年数を9年とした。
6	適用又は延長期間	平成23年以降
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>(1)実態との乖離の是正 通信業用設備等(ルーター及びスイッチ)は技術革新の激しい製品であり、現行の法定耐用年数(9年又は10年)を待たずして、早期(5年ないし6年)に更改されているのが現状である。このため、事業者に過度な負担を負わせることのないよう、法定耐用年数を実態にあわせる必要がある。</p> <p>(2)クラウドコンピューティングサービスの競争力確保等に不可欠 政府は、「新成長戦略」、「新たな情報通信技術戦略」、「原口ビジョンⅡ」等において、クラウドコンピューティングの促進、同サービスの競争力確保等をうたっている。ルーター及びスイッチは、クラウドコンピューティングの基盤を構成するものであり、これら機器・設備に対して、実態と大きく乖離した法定耐用年数が適用されることは、事業者による投資を躊躇させることになり、クラウドサービスの競争力を低下させることになる。このため、ルーター及びスイッチへの投資が促進されるよう、法定耐用年数の適正化が不可欠である。</p> <p>(3)環境負荷軽減に貢献 ルーター及びスイッチは毎年数百万台出荷される等使用台数が非常に多く、その総消費電力も膨大。一方、技術革新も激しく、3年で約30%の省電力化が実現することもあり、性能向上も著しい。このため、法定耐用年数を短縮し早期の更改を促進することで、環境負荷軽減にも大きく貢献できる。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)(抄) 第1章 新成長戦略―「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」の実現 (「強い経済」の実現) (前略) 需要を創造するための鍵が、「課題解決型」の国家戦略である。現在の経済社会に山積する新たな課題に正面から向き合い、その処方等を提示することにより、新たな需要と雇用の創造を目指す。この考え方に立ち「新成長</p>

戦略」では、「グリーン・イノベーション」、「ライフ・イノベーション」、「アジア経済」、「観光・地域」を成長分野に掲げ、これらを支える基盤として「科学・技術・情報通信」、「雇用・人材」、「金融」に関する戦略を実施する。

(中略)

これらの成長分野を支えるため、第五の「科学・技術・情報通信立国戦略」の下で、我が国が培ってきた科学・技術力を増強する。効果的・効率的な技術開発を促進するための規制改革や支援体制の見直しを進め、我が国の未来を担う若者が夢を抱いて科学の道を選べるような教育環境を整備するとともに、世界中から優れた研究者を惹きつける研究環境の整備を進める。イノベーション促進の基盤となるデジタルコンテンツ等の知的財産や産業の競争力を高めるクラウドコンピューティング等の情報通信技術の利活用も促進する。

(後略)

○「新たな情報通信技術戦略」(平成22年5月11日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)(抄)

Ⅲ. 分野別戦略

3. 新市場の創出と国際展開

(4) クラウドコンピューティングサービスの競争力確保等

【重点施策】

国民利便性向上及びユーザー産業の高次化に資するクラウドコンピューティングサービスの競争力確保のため、データ利活用による新産業創出、データセンターの国内立地の推進、関連技術の標準化等の環境整備を集中的に実施する。

【具体的取組】

次世代クラウドコンピューティング技術の開発、複数のクラウドコンピューティングサービス間における相互接続・運用性の確保、クラウド利用のためのガイドライン等の利用環境の整備、データセンターの立地環境整備等について、関係府省が連携して推進する。特に、高効率なデータセンターの国内立地促進のため、特区制度の創設も視野にコンテナ型データセンターの設置に係る規制の緩和などを2010年度中に検討する。【総務省、経済産業省】

○新たな成長戦略ビジョンー原口ビジョンⅡー(平成22年4月27日総務省発表)(抄)

ICT維新ビジョン 2.0 ～ヒューマン・バリューへの投資～

日本の総合力の発揮

「日本×ICT」戦略による3%成長の実現

■「スマートクラウド戦略」の推進による新サービスの創出

●2015年時点で新たに約2兆円のクラウドサービス市場を創出

- ◇クラウド内に蓄積された知識・情報を連携させる「スマート・クラウド基盤」の標準仕様化及びその活用により、スマートグリッド、ITS、橋梁・トンネル等の施設管理等の社会インフラの高度化を実現する新規サービスを創出
- ◇医療クラウド、教育クラウド等に利用可能な、膨大なストリーミングデータを高速処理する技術、クラウドの安全・信頼性向上のための技術開発等を加速化し、2013年以降ネットワークサービスとして展開
- ◇農業クラウドやNPOクラウドの構築支援等、地域におけるクラウドサービスの活用を促進
- ◇2011年度から、企業等のクラウドサービス導入支援を推進するとともに

		<p>に、中小企業・ベンチャー企業等によるクラウドサービス開発支援や、「クラウド特区（仮称）」の展開を含むデータセンターの国内立地を促進する環境整備により、クラウドサービスの開発・普及を推進</p> <p>◇2010年度中を目的に「クラウドサービスに関するモデル契約約款」や「消費者向けクラウドサービス利用ガイドライン」の策定を推進するなど、クラウドサービスに関する消費者（利用者）権利の保障を推進</p> <p>◇2010年度以降、クラウドサービスに関する標準化や個人情報保護等に関する国際的コンセンサスを醸成する観点から、APE、OECD、ITU等のマルチの場における政策対話やアジア・太平洋諸国をはじめとするバイの政策対話を推進</p> <p>○「クラウドコンピューティング時代の データセンター活性化策に関する検討会報告書（平成22年5月）」（抄）</p> <p>4. 今後の施策展開の在り方</p> <p>（1）国際競争上の事業環境の差への対応 （中略）</p> <p>国際競争力を向上させ、国内データセンターを活性化させるため、相対的に高い国内データセンターを構築し、当該データセンターを用いて役務提供を行うコスト等をかんがみると、耐用年数の短縮を始めとする税制支援の検討が必要である。データセンターで利用する機器類について新しい高性能低消費電力のより少数の機器への更改を促進することは、データセンター事業の効率化、低コスト化に繋がるとともに、省電力化など、エネルギー効率の向上にも貢献するものである。このため、データセンターで利用する機器の更改が容易となるよう、当該機器に係る耐用年数の見直しなどの税制支援策について、平成23年度の税制改正を目指し、行政当局において検討を行うことが適当である。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	ユビキタスネットワークの整備
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 通信業務用設備等が現行の法定耐用年数より短い期間で使用を終えている実態を踏まえ、償却資産の費用負担を適正に配分する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の改正により、実態に即した耐用年数が設定されたか。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、通信業務用設備等の使用実態に即した償却資産の費用負担が適正化される。</p>
8 有効性等	① 適用数等	約15,000者
	② 減収額	0

		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年以降) 法定耐用年数により短い期間で使用を終えている通信用設備等について、新たな設備の設備への買換えを阻害するおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇)</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>法定耐用年数を実態に即した年限に短縮することにより、減税によることなく、ルーター及びスイッチへの投資が促進され、クラウドコンピューティングの促進、同サービスの競争力確保等という政府方針の実現に資する。このことは、我が国の情報通信産業の国際競争力の強化に資することに加え、新たな高性能・低消費電力の通信機器・設備への早期更改による環境負荷軽減に大きく貢献することとなる。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③: 地方公共団体が協力する相当性	なし
10	有識者の見解		<p>総務省が開催した「クラウドコンピューティング時代の データセンター活性化策に関する検討会」の報告書(平成22年5月)において、「当該機器に係る耐用年数の見直しなどの税制支援策について、平成23年度の税制改正を目指し、行政当局において検討を行うことが適当」とされている。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		なし

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	通信業用設備等に係る法定耐用年数の短縮
2	要望の内容	<p>減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の改正による法定耐用年数の短縮</p> <p>○ 別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表 種類「器具及び備品」の構造又は用途「事務機器及び通信機器」 電話設備その他の通信機器のうち「その他のもの」:10年→6年</p> <p>○ 別表第二 機械及び装置の耐用年数表 設備の種類「通信業用設備」のうち「電気通信処理設備」:9年→6年</p>
3	担当部局	総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成20年度税制改正による減価償却資産の法定耐用年数区分の見直し 別表第二 機械及び装置の耐用年数表について、「国内電気通信事業用設備」、「国際電気通信用設備」及び「その他の通信設備」を「通信業用設備」として大括りし、法定耐用年数を9年とした。
6	適用又は延長期間	平成23年以降
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>(1)実態との乖離の是正 通信業用設備等(ルーター及びスイッチ)は技術革新の激しい製品であり、現行の法定耐用年数(9年又は10年)を待たずして、早期(5年ないし6年)に更改されているのが現状である。このため、事業者に過度な負担を負わせることのないよう、法定耐用年数を実態にあわせる必要がある。</p> <p>(2)クラウドコンピューティングサービスの競争力確保等に不可欠 政府は、「新成長戦略」、「新たな情報通信技術戦略」、「原口ビジョンⅡ」等において、クラウドコンピューティングの促進、同サービスの競争力確保等をうたっている。ルーター及びスイッチは、クラウドコンピューティングの基盤を構成するものであり、これら機器・設備に対して、実態と大きく乖離した法定耐用年数が適用されることは、事業者による投資を躊躇させることになり、クラウドサービスの競争力を低下させることになる。このため、ルーター及びスイッチへの投資が促進されるよう、法定耐用年数の適正化が不可欠である。</p> <p>(3)環境負荷軽減に貢献 ルーター及びスイッチは毎年数百万台出荷される等使用台数が非常に多く、その総消費電力も膨大。一方、技術革新も激しく、3年で約30%の省電力化が実現することもあり、性能向上も著しい。このため、法定耐用年数を短縮し早期の更改を促進することで、環境負荷軽減にも大きく貢献できる。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)(抄) 第1章 新成長戦略―「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」の実現 (「強い経済」の実現) (前略) 需要を創造するための鍵が、「課題解決型」の国家戦略である。現在の経済社会に山積する新たな課題に正面から向き合い、その処方等を提示することにより、新たな需要と雇用の創造を目指す。この考え方に立ち「新成長</p>

戦略」では、「グリーン・イノベーション」、「ライフ・イノベーション」、「アジア経済」、「観光・地域」を成長分野に掲げ、これらを支える基盤として「科学・技術・情報通信」、「雇用・人材」、「金融」に関する戦略を実施する。

(中略)

これらの成長分野を支えるため、第五の「科学・技術・情報通信立国戦略」の下で、我が国が培ってきた科学・技術力を増強する。効果的・効率的な技術開発を促進するための規制改革や支援体制の見直しを進め、我が国の未来を担う若者が夢を抱いて科学の道を選べるような教育環境を整備するとともに、世界中から優れた研究者を惹きつける研究環境の整備を進める。イノベーション促進の基盤となるデジタルコンテンツ等の知的財産や産業の競争力を高めるクラウドコンピューティング等の情報通信技術の利活用も促進する。

(後略)

○「新たな情報通信技術戦略」(平成22年5月11日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)(抄)

Ⅲ. 分野別戦略

3. 新市場の創出と国際展開

(4) クラウドコンピューティングサービスの競争力確保等

【重点施策】

国民利便性向上及びユーザー産業の高次化に資するクラウドコンピューティングサービスの競争力確保のため、データ利活用による新産業創出、データセンターの国内立地の推進、関連技術の標準化等の環境整備を集中的に実施する。

【具体的取組】

次世代クラウドコンピューティング技術の開発、複数のクラウドコンピューティングサービス間における相互接続・運用性の確保、クラウド利用のためのガイドライン等の利用環境の整備、データセンターの立地環境整備等について、関係府省が連携して推進する。特に、高効率なデータセンターの国内立地促進のため、特区制度の創設も視野にコンテナ型データセンターの設置に係る規制の緩和などを2010年度中に検討する。【総務省、経済産業省】

○新たな成長戦略ビジョンー原口ビジョンⅡー(平成22年4月27日総務省発表)(抄)

ICT維新ビジョン 2.0 ～ヒューマン・バリューへの投資～

日本の総合力の発揮

「日本×ICT」戦略による3%成長の実現

■「スマートクラウド戦略」の推進による新サービスの創出

●2015年時点で新たに約2兆円のクラウドサービス市場を創出

- ◇クラウド内に蓄積された知識・情報を連携させる「スマート・クラウド基盤」の標準仕様化及びその活用により、スマートグリッド、ITS、橋梁・トンネル等の施設管理等の社会インフラの高度化を実現する新規サービスを創出
- ◇医療クラウド、教育クラウド等に利用可能な、膨大なストリーミングデータを高速処理する技術、クラウドの安全・信頼性向上のための技術開発等を加速化し、2013年以降ネットワークサービスとして展開
- ◇農業クラウドやNPOクラウドの構築支援等、地域におけるクラウドサービスの活用を促進
- ◇2011年度から、企業等のクラウドサービス導入支援を推進するとともに

		<p>に、中小企業・ベンチャー企業等によるクラウドサービス開発支援や、「クラウド特区（仮称）」の展開を含むデータセンターの国内立地を促進する環境整備により、クラウドサービスの開発・普及を推進</p> <p>◇2010年度中を目途に「クラウドサービスに関するモデル契約約款」や「消費者向けクラウドサービス利用ガイドライン」の策定を推進するなど、クラウドサービスに関する消費者（利用者）権利の保障を推進</p> <p>◇2010年度以降、クラウドサービスに関する標準化や個人情報保護等に関する国際的コンセンサスを醸成する観点から、APE、OECD、ITU等のマルチの場における政策対話やアジア・太平洋諸国をはじめとするバイの政策対話を推進</p> <p>○「クラウドコンピューティング時代の データセンター活性化策に関する検討会報告書（平成22年5月）」（抄）</p> <p>4. 今後の施策展開の在り方</p> <p>（1）国際競争上の事業環境の差への対応 （中略）</p> <p>国際競争力を向上させ、国内データセンターを活性化させるため、相対的に高い国内データセンターを構築し、当該データセンターを用いて役務提供を行うコスト等をかんがみると、耐用年数の短縮を始めとする税制支援の検討が必要である。データセンターで利用する機器類について新しい高性能低消費電力のより少数の機器への更改を促進することは、データセンター事業の効率化、低コスト化に繋がるとともに、省電力化など、エネルギー効率の向上にも貢献するものである。このため、データセンターで利用する機器の更改が容易となるよう、当該機器に係る耐用年数の見直しなどの税制支援策について、平成23年度の税制改正を目指し、行政当局において検討を行うことが適当である。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	ユビキタスネットワークの整備
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 通信業務用設備等が現行の法定耐用年数より短い期間で使用を終えている実態を踏まえ、償却資産の費用負担を適正に配分する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の改正により、実態に即した耐用年数が設定されたか。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、通信業務用設備等の使用実態に即した償却資産の費用負担が適正化される。</p>
8 有効性等	① 適用数等	約15,000者
	② 減収額	0

		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年以降) 法定耐用年数により短い期間で使用を終えている通信用設備等について、新たな設備の設備への買換えを阻害するおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇)</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>法定耐用年数を実態に即した年限に短縮することにより、減税によることなく、ルーター及びスイッチへの投資が促進され、クラウドコンピューティングの促進、同サービスの競争力確保等という政府方針の実現に資する。このことは、我が国の情報通信産業の国際競争力の強化に資することに加え、新たな高性能・低消費電力の通信機器・設備への早期更改による環境負荷軽減に大きく貢献することとなる。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③: 地方公共団体が協力する相当性	なし
10	有識者の見解		<p>総務省が開催した「クラウドコンピューティング時代の データセンター活性化策に関する検討会」の報告書(平成22年5月)において、「当該機器に係る耐用年数の見直しなどの税制支援策について、平成23年度の税制改正を目指し、行政当局において検討を行うことが適当」とされている。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		なし